

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (7) (16.1定)			
日 時	平成16年3月12日(金)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 5時43分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	見楚谷委員長、北野副委員長、山田、横田、上野、森井、佐々木 (茂)、前田、武井、新谷、斉藤(陽)、佐藤 各委員		
説 明 員	水道局長、財政・土木・建築都市各部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">書 記</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">記録担当</p>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、新谷委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大島委員が森井委員に、菊地委員が新谷委員に、吹田委員が山田委員に、斎藤博行委員が武井委員に、松本委員が佐々木茂委員に、秋山委員が佐藤委員に、それぞれ交代しています。

付託案件を一括議題といたします。

これより、建設常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、れいめいの会、市民クラブの順といたします。

共産党。

新谷委員

水道・下水道料金の未納と減免について

初めに、水道局にお伺いします。

水道料金、それから下水道料金の未納にかかわってなのですけれども、以前に提出された資料によりますと、未納は1億564万円ほどになっておりますけれども、そのうち給水停止などで幾ら回収されたのですか。何戸で幾らか。

(水道) 営業課長

ただいまお尋ねいただきました金額につきましては、未納額のお知らせということで通知を出した分についてでございますが、この部分につきましては、平成13年度停止実績ということで、821万円余りということになってございます。

新谷委員

これは平成10年度から14年度の未納分についてだと思っておりますけれども、その後、15年度なのですけれども。

(水道) 営業課長

平成15年度につきましても同じような形で、督促、給水停止の作業を行っております。その部分につきましては、9月から給水停止通告書というのを出しまして、実際問題、水をとめて分納誓約等をいただくというようなことをやっておりますが、この分については、発付の件数が520件余り、金額が3,600万円、分納誓約等をいただいた分については370件余りで、金額としては1,100万円程度、現在、収入しております。

新谷委員

このようにして給水停止しても、まだ払わないで停止になっているというところはありませんか。

(水道) 営業課長

現在のところ、回りきっていない部分もございますが、ご指摘のようなケースはございません。

新谷委員

この滞納の主な理由はどんなことでしょうか。

(水道) 営業課長

長期にわたって未納の部分というのがありますが、そういう部分については、いわゆる低所得者という部分が多いというふうに認識しております。

新谷委員

この中で、前年度より収入が、例えば失業だとか倒産だとかいうことで激減した世帯はどのくらいかわかります

か。

(水道)営業課長

個別には把握しているのですが、統計としてはまとめておりませんので、お答えできないのですが。

新谷委員

それで、水道料と下水道使用料の減免について条例で決められておりますけれども、これはどのように規定されていますか。

(水道)営業課長

まず、水道料金についてでございますが、小樽市水道事業給水条例第40条に、「料金、加入金、手数料その他の費用の額は、管理者が公益上その他特別な理由があると認める場合は、これを減額し、又は免除することができる」というふうに定められてございまして、下水道につきましては、小樽市下水道条例第22条「管理者は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる」というふうに定まっております。

新谷委員

その公益上、それから、その他特別な理由というのは、どういうふうに押さえていますか。

(水道)営業課長

公益上の理由ということが、その他特別な理由の例示というふうに考えておりますが、実際問題、具体的にどうということかということのお尋ねだと思うのですが、大規模な災害があったとか、大規模な火災があったとか、そういうような場合が当てはまるかなというふうに考えております。

新谷委員

先ほど収入激減世帯について、個別にしか把握していないということでしたけれども、例えば国民健康保険では、制度は違うとはいえ、自然災害や火災で資産が損害を受けたとき、それから事業が損害を受けたときのほか、前年の総所得のうちの60パーセント以下になった、この激減になったときも対象にしているわけですよ。なかなか今のこの情勢で、倒産、失業ということで収入も減って職もないという状況の中で、こういうふうに所得が激減した場合、いろいろ分割だとか、分納だとかという措置もとっているようですけれども、この条例にうたっているのですから、何らかの形でそういう制度を設けるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

(水道)営業課長

ご指摘の部分につきましては、水道事業そのものが企業会計であって独立採算性をとっているというようなこと、それから負担公平の原則というものがあって、減免した場合、その部分の使用料等について、ほかの給水使用者、そういう方々がかぶらなければならないというようなことがございまして、いろいろ厳しい制限がございます。

それで、公営企業法の中で、そこら辺の料金というものはどういうふうに考えるべきかについて、3点の原則的な部分がうたわれておりますので、ご紹介したいと思うのです。

まず、料金というものは、「公正妥当なものであること、原価主義に基づくものであること、企業の健全な運営を確保するに足るものであること」というふうになってございまして、この基準からいたしますと、所得激減世帯について特別な配慮をするというのは、ちょっと難しいものがあるのかなというふうに考えております。

新谷委員

それでは、こちらからお聞きします。地方公営企業法第3条の経営の基本原則では、どのように規定されておりますでしょうか。

(水道)営業課長

済みません。資料、手持ちがございませんので、後ほど報告いたします。

新谷委員

私の持っている資料では、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進する

ように運営されなければならない」というふうに規定されています。つまり経済性のみ水道事業については強調されがちですけれども、本来の目的は、公共の福祉の増進であるということなのですよね。そういう点で、福祉部の方では減免制度をとっておりますけれども、こういうふうに収入が激減してだめだという場合には、それもそういう制度の対象だと思うのです。

ところで、水道事業会計から今年も市の一般会計に、昨年に引き続き貸しているわけですが、その理由は、どうしてそんなに貸す余裕があるのでしょうか。

(水道)総務課長

一般会計への貸付金の部分でございますけれども、基本的には、水道事業会計につきましては、経常収益の損料分、それと資本的収入にかかわる剰余金、こういった関係の中で運営されるべきものということでございますけれども、それとは別にキャッシュフローという資金計画上の部分で、実際、資金繰り等々の中で事業運営するといった別の見方もございます。そういった中におきまして、企業会計においては減価償却費という金額を伴わない部分もございます。そういった中では、資金繰り上、当然、将来の投資、建設改良とか老朽管の布設替えとか、こういった部分に備えるお金ということでございまして、将来こういった部分の補修をすべくお金をキャッシュフローとしては持っておりますけれども、ただ、残念ながら年々水道料金が減収する中におきましては、非常に厳しい状況もございます。そういった中では、一般会計への貸付けにつきましても計画的に返済していただくというような形で考えてございます。

新谷委員

将来的な計画だとかそういうものの話はわかりますけれども、昨年と今年と貸すお金があるわけですから、どうしてそういう余裕があるのかと聞いたのです。剰余金があるということですね。それであれば、先ほど私が言いました公共の福祉の増進であるという目的からしても、やはりそういうことと同じような、収入の激減した世帯については、何らかの手だてをとるべきではないかなと思うのですが、それについてはどうですか。

水道局長

所得激減ということで、いろいろ事情はわかりましたけれども、この減免につきましては、いろいろな機会にご意見をいただいておりますので、局としての減免に対する考え方を少し申し上げたいと思います。

基本的な認識でありますけれども、地方公営企業法では、平等の取扱いをしなければならないという料金設定については、それは先ほど申し上げましたけれども、原則的な部分なしに特定の方の料金を安くする、あるいは免除する、こういったことでは公正な料金ということにはならないわけです。それから、もう一つには、個々の利用者から徴収する利用料というのは、使用に見合った、サービスの対価に見合った料金をいただく、これが原則であります。

したがって、今、委員からご指摘がありましたような個々の事情、いわゆる福祉減免もそうですけれども、政策的な判断というのは、公営企業法でも水道法でも想定はしていないのです。私ども、これは料金の改定とかといったことを考えますと、公平性だとか、そういった公営企業法の考え方に基づいた減免、これが基本でありますので、そういうことをしていかないと、隣が何しているから安くなったとか、こういうのはやはりできません。そういった意味では、この政策的な判断については、今、委員ご指摘の所得激減については、事情はわかりますけれども、水道法上、この減免はできないということで考えております。

新谷委員

それでは、そういう特別、収入が本当に低くなってしまって、生活が大変ということに対しては、どういう手だてがあるのですか。

水道局長

今、水道の未収金のことで申し上げましたけれども、未収金も一定の公平さをきちんとしていきたいということ

で執行し、あらゆることをしながら未収金対策に、今、当たっているわけですがけれども、先ほど営業課長から申し上げましたように、やはり中にはいろいろな事情がありまして、全く払わないというわけではなくて、例えばお年寄りの方であれば、年金をもらったときに払うとか、いろいろな事情を聞いております。いわゆる月賦といたしますが、そういう相談についてきちんと利用者の皆さんと話し合いをする中でやっておりまして、決して水道料回収をやみくもにしているわけでありませし、ちょっとおくれたとってすぐ何とかということではなくて、個別の事情にはじゅうぶん聞き取りをいたしまして対応しております。

新谷委員

わかりました。それで、先ほど滞納している理由についてしっかり把握していないということですので、面接もしていると思いますので、その辺をこれからぜひまとめていってほしいなというふうに思います。これで終わります。

それでは次に、除排雪関係経費について伺います。

ロードヒーティングについて

ロードヒーティング関係経費が今年も昨年に比べて約800万円弱減らされているわけですがけれども、ロードヒーティングをされているところでは、それぞれ一部切られているわけですがけれども、そのヒーティングを切る基準は何でしょうか。また、何か所で切っているのか、昨年度との比較で今年はどうなるか、その3点についてお知らせください。

(土木)田中主幹

ロードヒーティングの一部停止の基準ということなのですが、近年、車両、又スタッドレスタイヤの性能の向上、あと運転技術の向上などによりまして、一時停止を含む下りの箇所又は一時停止を伴わない上りの部分、あるいは改良中など及び加速距離を出せるような区間で停止をしているところがあります。

箇所は、今年度につきましては、81か所ほど部分停止しております。昨年につきましては、63か所停止しております。全部で144か所になります。

新谷委員

全部で何か所でしたか。

(土木)田中主幹

設置箇所は、累計して216か所でございます。

新谷委員

去年よりまた今年の電源を切っているところが増えているのですけれども、その地域によって特に危険と押さえられている箇所というのは何か所ぐらいあるのでしょうか。

(土木)田中主幹

危険という形でいきますと、216か所全部が危険ということで設置をしているわけでありましてけれども、そういう中で、今、有効的に、効率性を図りながらとめている部分もありますが、それ以外の72か所ほどはとめられないという部分です。

新谷委員

今年の事故の状況というのは聞いていますか。

(土木)田中主幹

実際に、今、私どもの方に入ってきている中で、その箇所で事故が起きたという報告は受けておりません。

新谷委員

私が聞いているのは、これはよく出る場所なのですがけれども、平磯公園の浄秀寺の坂、それから旧石山中学校から石山におりる坂道、これはタクシー会社、タクシーの運転手ですがけれども、しょっちゅう無線で、滑って危険だ

から気をつけるようにという連絡が入っているそうです。実際、浄秀寺の坂では事故が起きておりますけれども、ロードヒーティングの第2融雪用電力との関係はないのですか、そのところは。

(土木)田中主幹

今、2か所ほどききが悪いという箇所、その辺は私どもの方でも平磯横断道は押さえておりますが、市内のロードヒーティングの箇所の能力ということでは同じ形のものを使用しております、どうしても条件的にロードヒーティングは完全だと理解されている方が多いと思うのですけれども、ヒーティングもいろいろ気象条件によりましてききが悪いということがございます。例えば気温がマイナス7度以下だとか、1時間当たりの降雪量が3センチぐらい降るだとか、また、一番大きいのが風の影響で、秒速10メートルぐらいの風になるとききが悪くなるという状況の中で、完全なものではないのでありますから、条件的には、今言いました平磯横断道につきましても、ほかの箇所につきましても、同じ条件の中で、ただ、平磯につきましても、風が非常に強い箇所という中では、どうしてもききが悪いということでは押さえております。

新谷委員

そういう気象条件というのはわかるのですけれども、第2融雪用電力というのは、午後4時から9時までの間2時間ぐらいは通電をカットするということですよ。ですから、そういうこととの関連はないのかということで聞きたいのですけれども。

(土木)田中主幹

今、第2融雪ということですが、24時間のうちで午後4時から9時までの5時間の間で2時間ほど電気をカットするという形の中で、それは2時間完全に一遍に切るということではなくて、部分的に例えば30分入って10分切れるだとか、そういう形を5時間の中で利用しながら2時間分をカットするという方法であります。余熱だとか当然ございますので、すぐ冷えてすぐきかなくなるということはないのですけれども、その辺についても、それをなくしたから危険解除できるというふうにはならないと思いますけれども、そういう形のものも一部時間的なものを含めたときにはあるのかなというふうには思っております。

新谷委員

それと、この4時から9時までというのは凍結しやすい時間ですよ。生活安全課に聞きましたら、1年間の交通事故は人身が800件、物損が400件ということでした。物損については警察から市の方へ連絡がないということで、ですから、実際ロードヒーティングをこういうふうな形で熱量を下げたために起きた事故が何件あるのか、実際にはわからないわけですよ。ですから、今、72か所危険だと思われる箇所があるということで、やはりこういう危険なところは電力を落とさないようにすべきではないかなというふう思うのですが、いかがですか。

(土木)田中主幹

危険の状況につきましては、私もそれぞれ地域によっては判断できない部分もありますけれども、やはり一番の基本といたしましては、ヒーティングがあるから安全だというのではなくて、その路面状況に合わせていただいた運転というのが一番大事なことだというふう判断していますので、今、そういう形の中では、じゅうぶんその辺を考慮できればいいのですけれども、今の市の契約体制の中では、全道どこでもそういう形の契約形態の中でやっていますので、対応していくのはちょっと厳しいのかなというふう判断しております。

新谷委員

それでは、そういうところの安全対策はどういうふうにするのですか。

(土木)田中主幹

今とめている部分の箇所につきましては、各ステーションのパトロールを含めまして、砂まき対応という形で、現在も対応しているところであります。

新谷委員

去年から今年20か所近く切られたわけですがけれども、来年もまた切りますか。そういう箇所を増やすのですか。

(土木)田中主幹

それにつきましては、休止している箇所をこれからも検証しながら、今後、同じような箇所があるかないか、その辺を調査しながら協議して、慎重にその対応は考えていきたいと考えております。

新谷委員

本当のところ、各部分は予算上の問題ですよ。ロードヒーティングにお金がかかっているんで、その予算を少しでも減らそうということで始めたんですよ。

(土木)田中主幹

それもありますし、先ほど言いましたように、当初平成2年ぐらいから対応して整備してきているわけでありまして、実際に今の車の性能、またタイヤの性能だとかによりまして、本当にその道路状況に合った効率的なヒーティングという形の中では、予算だけではなくて、その状況に合ったヒーティングの在り方というのを検討しながら進めているところであります。

新谷委員

この点については、まだまだ意見はあるのですけれども、今年は幸いにして大きな事故は聞こえなかったということで、本当に幸いだったなと思うのですけれども、市民の方は町内会への説明があっても、それは一部の役員にだけであってわからないわけです。ですから、安全運転をお願いしますというような、そういう周知も必要だと思うのですけれども、それはぜひ行ってほしいと思います。

それから、今定例会で新たに32本の市道認定が行われるわけですがけれども、この認定の基準は開発行為によるものというふうに聞いているのですけれども、その中で、政令で決められている以上のこう配がある道路はありますか。

(土木)用地課長

まず、32本の市道の新しく認定になる箇所でございます。委員ご指摘のとおり、開発行為で小樽市の方に帰属された道路の認定でございます。それで、今回認定する箇所でも2か所ほどロードヒーティングをしている路線がございます。これは開発行為の基準に合致した中で道路としているわけですが、若干取付けの関係でこう配がきつくなるということで、これは土木部と協議をしまして、ヒーティングの敷設をさせていただいております。当然これは帰属になってございますので、土木部の方で管理をしている形になっております。

新谷委員

そうすると、ほかの30本については、こう配については心配ないということですか。

(土木)用地課長

こう配については、開発行為の基準に合致した形でございますので、そういった部分はございません。

新谷委員

先ほどロードヒーティングを切った安全対策として、砂まきのことが出されましたけれども、今年も砂まきの原材料費は、昨年と同じ予算なのですかけれども、これで間に合うのでしょうか。

(土木)土木事業所長

今議会に16年度の予算案を提示させていただいてまして、それについては前年度並みということで、今、委員の方からありました。これについては、砂の延長路線については、基本的には、今、大きく変える予定を考えておりませんが、砂の散布量というか、回数につきましては、初冬期の天候の状況とか、雪の降り方によって大きく変動するものがございます。除雪の作業についても同じなのですけれども、そういうことで、当然天候によって若干変動するということは考えておりますけれども、今は大きく全体の延長の中で変更がないということで予算を

組ませてもらっています。

新谷委員

安全は図られるということですね。

それで、32本の認定で、新たな除雪予算というのが、どれだけ増えるというふうに計算していますか。

(土木)用地課長

私の方からその部分、答弁をさせていただきますが、今、開発行為で相当昔からうちの方で帰属されている道路でございますので、すべてと申し上げませんが、おおむね8割、9割ぐらいでございますが、除雪路線になっている路線をうちの方で認定にさせていただきますので、そういった部分でいきますと、除雪費にどれだけ影響してくるかという、私の考えとしては、ほとんど影響はないのかなというふうに考えております。

新谷委員

でも、除雪に入るわけでしょう。今年なんか、いつもに比べたら、もう本当に除雪が悪いという苦情がこちらから来ているのです。これだけ道路が増えれば、当然いつもは5回入るところが3回になったり2回になったりするわけですから、やはりそういった予算を見ていかなければ手薄になって、先ほどのロードヒーティングではないですけども、安全どころかますます危険になっていくのではないかなというふうに思うのですけれども。

(土木)用地課長

ちょっと説明不足で申しわけございません。今、32本の路線につきましては、認定については、今議会にかけているわけですが、もうその前から除雪路線になって除雪をしているということでございますので、新たな経費はかからないということです。

新谷委員

置き雪について

それでは次に、置き雪について伺います。

今年も、また除雪の仕方が変わったのか、置き雪、ちょうど角地とかに置き雪をしていくということで苦情が寄せられているのです。現在、置き雪の処理をしている件数、高齢者や障害者世帯になると思うのですけれども、どれぐらいでしょうか。

(土木)田中主幹

基本的には、置き雪という形は除雪の作業では絶対残ってしまいます。今、そういう形の中で高齢者なりへの配慮という形の置き雪の苦情につきましては159件ほど来ておりまして、その中で14件ほど対応したと。14件の内訳としましては、9件ぐらいが老人世帯であったという形になっております。

新谷委員

置き雪については、福祉部だとか土木部だとかということで、なかなかどちらがやるのだということではっきりしなくて、いつもお互いに責任をなすりつけ合うと言ったら悪いけれども、持ち合っているような状態なのですけれども、福祉部の方は、置き雪は福祉除雪では対応できない、国の補助メニューにはないので、やはり土木部で対応するしかないというふうに言っているのですけれども、例えば中央バスの停留所は、1台の車に何人が乗って、バス停を除雪していつているわけのですけれども、こういうふうにした場合にどのぐらいの予算になるのか、そこら辺は検討したことはありますか。

(土木)田中主幹

今、例といたしまして中央バスのやっている方法だとかということをお聞きしております。実際に道路行政という形で置き雪対策ということになりますと、間口全部、高齢者、若年者問わず、世帯全部が対象という形で処理するというのが基本だというふうに思っています。ただ、そうなりますと、ばく大な費用がかかるというのは目に見えておりまして、今、委員がご指摘されております、例えば中央バスで現にやっているような方法で、検討したらど

うか。私どもの方でも中央バスの方法などを聞きながら、実際に人力でどのぐらいかかるかという形で金額は出したいと思っています。ただ、単純に世帯数からいったら、高齢世帯が4分の1という形なので、その件数をすべてやるというふうにはならないわけでありまして、今、委員が言われたように、高齢福祉に該当している部分だとかとなると、数も限られますので、そういう世帯の中で人力でやったらどのぐらいだということについては、もう少し時間をいただいて検討していきたいというふうに考えております。

新谷委員

中央バスのやっている経費について、どのぐらいかかっているのですか。

(土木)田中主幹

中央バスの方では、金額ははっきり教えていただかなかったわけでありまして、4名1組というのを2班つくりまして、市内約450か所ある停留所を12月から3月10日ぐらいまでの間やっていると。中央バスにつきましては、常時、雪が降る降らないに関係なく毎日出動しながら、それぞれの場所の整備というのを行ってまして、概算金額でおおむね700万円を支出して業務に当たっているという報告は受けております。全市内1回りするには、やはり5日ぐらいの行程が必要だという話はしておりました。

新谷委員

だいたい450か所ということですね。毎日やっているわけではないですよ。福祉除雪を、現在、受けている利用者は233件です。そうすると約半分。半分とすると、中央バスのように出なくても、それ以下でお金が抑えられるというものですよね。そうすると、私は賛成しているわけではありませんけれども、ロードヒーティングを一部とめて、今年でも800万円ほど浮いているわけですから、そうしたお金をやはり置き雪対策に使って、少しでも高齢者の方や障害者の方が安心して冬の生活を送れるようにそちらの方に充てたらどうですか。

土木部次長

今、置き雪の関係でいろいろとご質問いただきましたけれども、私ども先ほど申しましたとおり、中央バスであるとか、あるいは民間の中でも、各家庭と契約をしながら冬期間の除雪を含めた管理をしているということもいろいろ聞いております。ただ、中央バスとの比較だけでいいと、中央バスは、バスが動き始める前までに利用者に間に合うような形であればいいと。ただ、私どもは、除雪、早いところだと夜中の12時、1時、そういったところからあけていくと。ですから、そういったこととなりますと、あとは時間の問題であるとか、あるいはまた、その対象件数がどういった形でどういう路線に張りついているのか。そういった具体的な検証をしなければ、時間的な制約、間口をどの程度あけるのかとか、あるいは機械を動かすのが費用的に安いのか、人力で動くのが安いのか。人力で動くとなりますと、やはり3キロも4キロも離れてくるというぼんぼんと点在するようなところであれば、そういう方法もできるのですけれども、この登録されている世帯におきましては、ある程度連たんしていれば機械がやるのがベターではないかと。いろいろな対象の世帯がどういう状況で張りついているのか、時間的にいつまでにあければいいのか、あるいは生活の除雪とセットでいくのか、別々でいくのか、さまざまな実は問題がございまして、そういったものも福祉部とも連携をとりながら、どういった方法がとれるのか、もう少し時間をいただく中でいろいろな方法を含めて検討していかなければならない。今はそのような形で検討しています。

新谷委員

この問題については、前定例会でもお聞きしましたし、その前にもいろいろと質問が出ているところなのですが、何か一向に前進がないわけですよ。いつも福祉部と協議していくとか、いろいろ検討をしてだとかということで、やっぱり何がどういふふうに進んでいるのか見えないわけですよ。ですから、この置き雪対策を、置き雪をなくすのか、そのままにするのか、それすらもわからないし、しないと言っているのではないと思いますけれども、何か前進がないわけですよ。それであれば、今年はまだこれで雪は消えると思うので、今年の冬、12月あたりからできるのかどうなのか、そこら辺はどうですか。

土木部次長

先ほど申しましたとおり、ある程度、条件設定なり、こういった形でやっていくかによりまして、費用が非常に大きく変わる部分もございますし、あるいはまた、実際にこういった形でやっていくのか。やはりさまざまな課題がある中で、全道的にも推移してきているということで、非常に私どもとしては時間的なこともあるのですけれども、非常に大きな問題、大きな課題だという考えでございますので、私どももできるだけ早くそういったことも考えながら、こういった方法がとれるのか、あるいはまた、やるための条件整備といったものを早期にやりたいというふうには考えておりますけれども、いついつまでにとということについては、私どもも早急にやらなければいけない課題だと、こんなふうには認識しているということで、ご理解いただきたいと思えます。

新谷委員

機会がある限りお聞きいたしますので、ぜひ前進回答をお願いいたします。

朝里ダム湖畔園地維持管理費について

それから次に、朝里ダム湖畔園地維持管理費について伺います。

除草委託費ほか維持管理費が1,136万4,000円ついているわけですが、ダムの記念館管理経費は、道の委託金があります。維持管理費を北海道が幾らか負担しているのではないかなど私は思うのですけれども、小樽市の公園の維持・管理の面積、どのくらいでしょうか。北海道との比較をお願いします。

(土木)公園課長

ダムの周辺環境整備事業のことですけれども、全体エリアが12ヘクタールほどございまして、そのうちの10ヘクタールを対象に現公園から除草等の維持・管理をしてございます。

新谷委員

ところで、水道局にお伺いしますけれども、朝里ダムの自家発電、余剰電力を北電に売却しておりますけれども、北海道と小樽市の収益割合、これはどのくらいですか。

(水道)浄水課長

余剰電力の小樽市と北海道の持分は、小樽市は36パーセント、あと残りが北海道ということですよ。

新谷委員

金額はどのくらいですか。

(水道)浄水課長

14年度分としましては、小樽市に922万円ということでございます。

新谷委員

そうすると、北海道は64パーセントですから、かなり多いということですよ。朝里ダムの湖畔園地にかかわる施設の管理に関する基本協定書があると思うのですが、費用負担についてはどのようにされておりますか。

(水道)浄水課長

小樽市のダム管理負担としての持分は36パーセントということですよ。

新谷委員

ダムの湖畔園地にかかわる施設の管理に関する基本協定、その中でです。

(土木)公園課長

周辺環境のエリアが全体で12ヘクタールございまして、2ヘクタールについては、北海道が除草とか、それからフェンスの擬木等の維持・管理をしております。それと残りの10ヘクタールにつきまして、市の公園課が、除草と、それから擬木等の維持・補修をやってございます。

新谷委員

この協定書によれば、毎年覚書により定めるということで、負担については毎年話し合うような、そういう項目

があるのですけれども、毎年話し合っているのですか。

(土木)公園課長

年度当初にどういう事業をやるのか、どういう維持・管理をやっていくのかという報告、事前協議という形で双方協議しながらやる計画を立てております。それで、それらが大きく過去変わるといことはございませんで、けっこう時代はたちますけれども、それら当初からのやり方を、現在もそれにほぼ沿うような形で協議しながら一応進めてございます。

新谷委員

もう一回水道局に聞きますけれども、小樽市が36パーセントで922万円だと、北海道は幾らなのですか。

(水道)浄水課長

約1,639万円です。

新谷委員

そんなものですか。2,500。

(「全部で2,500万円」と呼ぶ者あり)

全部でね。はい、わかりました。

それだけその余剰電力では北海道が64パーセントということで、かなりのお金をもらっているわけですから、私は、やっぱりほかでも維持管理費で北海道はお金を使っていると思うのですけれども、これだけ大きな公園を道が2ヘクタールで市が10ヘクタールで、維持管理費にこれだけお金がかかっているわけですから、もう少しこの基本協定書に基づいて交渉して、この厳しい折ですから、少しでも北海道から出してもらえるようにしたらいかがかなと思うのですが。

(「64パーセントプラスしてもらえるよ」と呼ぶ者あり)

(土木)公園課長

その12ヘクタールのうちの2ヘクタールということで先ほども説明しましたけれども、そのほかに、これは表面には出ていなかったのですけれども、その2ヘクタールの維持・管理の予算としては200万円ほど例年かけてやってございます。そのほかにダム記念館、これの所管は経済部観光事業課ですけれども、その管理費としまして100万円ほど負担してございます。そのほかに、ちょうどその右岸の公園の水面の近く、そこに転落防止さくとして、これも外観のよい擬木等を使っておりまして、これが北海道では、これらの管理、それから補修費、このあたりを合わせまして1,000万円、それらをトータルしますと年間約1,300万円ほどの費用をかけて、例年、維持・管理をやっているというふうに伺っております。

それで、市の公園課といたしましては、残りの10ヘクタール分の除草、それから冬囲い、そういうようなものに1,100万円ほどかけてございまして、市と道の割合では道の方が若干多い中で、先ほどの36パーセント、64パーセントという、その割合まではいいませんが、毎年度当初、協議する場がございますので、北海道の方も非常に財政難ということも伺っております。もちろん市も財政難の中で、両方ともそういう中で、幾らかでも負担の割合の、とってもらい方もあるでしょうけれども、そのあたりを相談していきたいと、そのようには考えています。

新谷委員

ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。もともと朝里ダムも本当はもう少し小さいはずだったのに、道とか国の指導で大きくなったというふうに聞いていますから、もうけだけ持っていかないように、小樽市にももっと助成をしてもらえるように、ぜひ話合いをして、少しでも負担を軽くするようにしていただきたいというふうに思います。

北野委員

新谷委員の質問にかかわって、私も少し疑問な点が二つありますから伺います。

ロードヒーティングについて

一つは、土木部に伺いますが、先ほどのロードヒーティングの件なのですが、小樽警察署の交通課の前に「小樽のハイヤーの運転手100人に聞きました」と。危険箇所のワースト20だったかが張り出しているのですけれども、その1番はどこというふうに認識していますか。ハイヤーの運転手が危険だと、警察に対して回答した一番危険だと指摘されている箇所。

(土木)田中主幹

済みません。把握しておりません。申しわけございません。

北野委員

立派なパネルですから、毎日取り替えているわけではないのですよ。色内小学校の十字街のところが一番危険だと書いているのです。先ほど新谷委員が言われましたように、一律にロードヒーティングの電力カットをやっているけれども、私はカットは反対だけれども、あなた方の立場からいったって危険度合いをよく見て、それで調整するというのは常識ではないですか。私は、今年の2月の大雪のとき、夕方以降に色内小学校の坂を上がっていったら、上から滑ってくるのですよ。それで、急きょ色内小学校の用地に入って難を逃れたのですけれども、てっぺんに行ったら、今度、北側だから滑っておりられないので、40分待ったのです。旧石山中学校のところの頂上で。そして、電話をかけたら転送電話になっているのです。40分かまっても話し中で出ないのですよ。そのうちにヒーティングがきいてきて40分後におりられたのです。この話をしたら、夜、いわゆる下請の業者に転送電話が通じたということはないという話が圧倒的なのです。これで対策になっているのかということです。二つの点お聞きします。

(土木)土木事業所長

2月の大雪のときということですか。

北野委員

日にちはちょっと私メモを持ってこなかったのです。

(土木)土木事業所長

恐らく今年の天候は低気圧がもう目まぐるしく日ごとに覆ってきたものですから、あまり晴れているときは少なく、曇りの日とか、低気圧はかなり来ておりました。1月の中旬にも北見で大雪が降ったり、2月にも低気圧が来まして、大雪が降った記憶がございます。そのときに、私も通勤途中にロードヒーティングのところを走っていた経緯がありまして、そこでもやはりロードヒーティングのところでは圧雪状態になっていることを確認しました。

ただ、今、委員の方で、色内小学校の坂、西通線ですけれども、そこで坂が圧雪状態になっていて、非常に危険な状況になっていることが想定されますし、そういうのがあったと思います。先ほども主幹の方から話しましたように、ロードヒーティングについては能力があるということで、基本的には発熱線の熱源によって雪を解かすというシステムをとっているものですから、その発熱線をかえない限り能力アップというのは基本的にはできない形になっています。それは舗装の中に埋まっている発熱線を取り替えるということになるものですから、なかなかそれは、今、取り替えるということではできませんが。

それで、今、お話の中で、1点目のヒーティングの熱ですか、第2融雪用電力の手法をとらない形でそういう箇所はできないかということのお話だと思うのですけれども。

北野委員

いやいや、そんなこと言っていない。

土木部次長

今おっしゃいました色内小学校の下のロードヒーティングについては、私どもはそういった休止をしている箇所ではございません。一切切ってございません。

ですから、先ほどから主幹なり所長の方から申しましたとおり、ロードヒーティングをとめる段階に当たりましては、私どももきちんと現状を確認しながら、そういった中でユニットで幾つかの、5メートルスパンであるとか、小さなところで細かく分かれているものがございますので、そういったものを現場を見ながら、あるいはまた、そこで起きております事故等の件数等も警察とも話をさせてもらいながら、あるいはまた警察とのそういった打合せも、この箇所について確認しながらとめてございますので、今おっしゃるような急な部分でとめているというところは、市内では一切ございません。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

転送電話の関係ですけれども、確かに転送電話は、業者の方では1台しか持っていないものですから、たまたま今おっしゃるような形で周知をしますと、あるいはまた最近聞いておりますと、夜に時間外で入ってくる電話というのは比較的長い電話が多いものですから、今のような状態は起こりうるかもしれませんが、私ども実際のところいろいろありまして、転送電話を使ったことがございますけれども、そのときは運よくといいますか、つながって連絡がとれておりますので、たまたまそういうときにはなっているかもしれません。ただ、1台に対して転送電話をやっておりますので、そういったことは場合によっては起こりうるかもしれませんので、そういったものが、どういったことが可能なのか私どもの方で検討したいと思います。

北野委員

旧石山中学校の両方の急な坂は電源の調整はしていないの。常時入れっ放しですか。

(土木) 田中主幹

先ほど言いました81か所なり昨年もやった部分には平磯も含めて入っておりません。ですから、通常の中でやはりききが悪い状態というのは起きうるといふふうに思います。

北野委員

それで、転送電話なのだけれども、旧石山中学校のところは、てっぺんは公衆電話がなく、私は携帯でかけたの。1通話40円なんです。そんな無駄な金だったら、一般市民からはすごい苦情なのですよ。だから、業者が時間外は転送電話だから時間かかりますといふふうにしてあるから、それは覚悟の上なのです。話し中の連続でかからないのですよ。だから、こういう改善はしないとうまくないということが一つ。

置き雪について

それから、もう一つは置き雪の件なのだけれども、土木部の対応はどうも歯切れが悪い。昨年度から業者に一括渡して、苦情があったら、ここの電話へかけてくれと言って、市は肩がわりしているわけですよ。ところが、こと置き雪になったら業者に言わないでくれと。直接土木部に言ってくれと。これは、けっきょく置き雪の対策は契約金額に入っていないのでしょう。だから、私たちが直接業者に置き雪の苦情を言ったら、そんなのは契約に入っていないと言われたら、あなたの方の顔がないから、置き雪だけは私の方に来てくれと。業者を泣かせて、どうしてもやむをえないところはやらせると、こういう作戦ではないのか。

土木部次長

今の件ですけれども、そうではなくて、業者の方に直接というのは、私どもが業者と契約を置き雪も含めまして、苦情処理するという形で考えておりますから、それらのものが、私どもが、あるいはステーションが間に介さずに、直接市民の方から業者に行くということに対しては、私どもの方を通していただきたいと思いますということでお話ししているだけであって、置き雪対策だとか、置き雪を私どもがどうこうということでは考えておりません。そういうルールといいますか、ですから、ステーションであれば私どもが間に入りますと、どこからどういう苦情が入ってきたかということが把握できるわけです。それが、例えば今のような形でやっている個々の業者に直接行きますと、私

どもとしてはそういったことはわからないのです。ということですから、私どもの方にお話をさせていただきたいということでございます。

北野委員

次長は、これは、今、企画部の次長やっている原田君が所長のときに手がけてやったのでしょうか。あなたがやったわけではないのさ。あのときの説明は、これからは四つのステーションに分けて電話番号を書いて、そこへ直接いってこれという説明だったのですよ。いつから変わったの、そういうふうに。

土木部次長

私は、書かれたステーションに電話するのはけっこうですと。私は、北野委員のおっしゃっているのは、北野委員は直接やっている業者に連絡をするということに対してはご遠慮いただきたいと。私ども、もしくはステーションを通してくださいということでしたつもりでございます。

北野委員

何で議員はそういうふうになるの。

土木部次長

いえ。議員もそうですし。

北野委員

違うでしょう。最初の説明は、昨年度の実施したとき、これからは市に来てもいいけれども、基本は直接業者が出て対応するからと、名前まで書いた表をもらったでしょう。私たちにくれたのだから。そういうことだから、私はやるよと言ったら、少し待ってこれと。置き雪に関しては土木部次長のところに来てこれと、こういう話だから、せこいことをやっているのだなと。それはいいです。そういうことだということだから、あなた方のやり方が少しおかしいのではないかという指摘をしたのです。

北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却場の地元発注について

それで、昨日も聞いたのですが、北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却場等の地元発注について、土木部並びに建築都市部は、地元業者への発注が保障される形態は、どういう形態が望ましいと考えているか、それぞれ答えてください。

土木部長

発注形態でございますけれども、それぞれいろいろな発注形態があるかと思うのですけれども、私の承知している範囲で話をさせていただきますと、例えば下水道を例にとりますと、下水道の土木工事、設計含めていろいろな発注行為、それから工事の関係等を含めて、下水道事業団というところがありまして、そういったところが。

北野委員

そういう一般論でなくて、北しりべし廃棄物処理広域連合の予算が出ているのだから、それが基礎工事をやると言っているのだから、その地元発注を保障するためには、どういう発注形態が望ましいかということを知っているのです。

土木部長

ですから、今話しているように、下水道事業団を例にとりますと、事業団で発注して地元の業者に指名を入れるという方法もございますし、そのときに地元の業者を下請に使うというやり方も、私の知っている限りでは下水道の事業の中ではやっているということで聞いています。ですから、今お話がありました北しりべし廃棄物処理広域連合についても、ノウハウがあるということであれば、北しりべし廃棄物処理広域連合の方で直接発注する方法もあるし、それからコンサルをやっているところでも発注する行為だろうと思います。ただ、その中で地元の業者の方にやはりできるだけ、こういった仕事の種類があると思いますので、そういったものは地元の業者ができる範囲のものは地元の業者に発注する行為をしていった方がいいのではないかなと思っております。

建築都市部長

一般には、ほとんどの工事ですと、地元ということでの配慮ということで、建築工事とか電気工事とかをさせてということで、それぞれ分割で発注してございます。

北野委員

分割で。

建築都市部長

はい。電気工事、設備工事、建築ですね。やはり単独で元請として受け入れるのが、一番望ましいかと思うのです。ただ、いろいろ受ける人からいうと、プラントとのかかわりだということで、そのプラントの種類によって、いわゆる器が違ってくる。それが性能発注という発注の仕方のようにございますけれども、そうなりますと、プラントはプラント、器は器ということの明確な分離というのはなかなか難しいというふうに理解してございます。そういう意味では、単独の建築関係の受注ということではなくて、より地元ということが絡めるという部分では、J V方式といいますか、プラント業者と設備、建築ごとの業者が一体で受注するという方法もございましてしょうし、物によっては、例えば分割できるもの、そういうようなものがあれば、それについては地元の業者に発注というようなことの方式もあるかと思えます。具体的にまだ私、じゅうぶんにここについてはこうだということをお伝えできませんけれども、そういうようなことかなと思えます。

北野委員

具体的にわかるようにちゃんと答えていただけないのですね。私は、出されている3億1,000万円の予算にかかわって聞いているのですから、どういう形態が望ましいかということであれば、この3億1,000万円の工事の内容は、あなた方は承知しているはずなのです、基礎工事ともう一つの。基礎工事ですよ。それがなぜプラントと一体だから一括発注が望ましいなんていう答えが出てくるのかわからないのです。いや、私の言っていることが違うということであれば言っていたきたいのです。私は、分離発注が一番いいと思っているのですよ。どっちにしたってジョイントにしたって、一括発注にしても、下請で地元業者を使うとなれば、いろいろ話合いはするのですから。分離発注だって話合いですでしょう、本体の方は。何の不都合があるのですか、分離発注に。

建築都市部長

私が話しているのは、今回の発注に当たっては、性能発注ということで、プラントの規模なり内容、その配置なり費用、それからその工法、やはり中に配置されるプラントによって変わってくるということで承知しています。ひいては、明らかに、発注する事前に、例えば建物はこういう仕様で、こういう規模で、こういう高さでということとか、仕様に関しましては、この位置にこういうかぎがかかる、こういうような位置に、くいなり、はりなり、基礎を設けるというようなことの明確な図面の作成ですとか、そういうことができる、はっきりそのあたりが明確にできるのであれば、分離するというのも可能だと思いますけれども、今回の場合は、なかなか難しいところではないかな、こういうようなことで理解しております。

北野委員

これで終わりますけれども、これは環境部もそうだし、あなた方も工事の内容を既に承知の上で予算案を出しているのですから、土木、建築工事の一般論を述べて答えるというのは、私は納得がいけないから、この予算の内容に沿ってきちっと答えるように準備しておいてくれませんか。今の答弁ではちょっと納得がいけないですから、そのことだけ申し上げて終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

山田委員

市営住宅の空き家について

それでは、一般質問の中から1点、市営住宅の空き家に関して質問したいと思います。

答弁の中では、「政策空き家について、施錠や必要に応じて開口部を合板で閉鎖、さらにパトロールなどを実施して、安全管理に努める」というご答弁をいただいています。また、「空き家の建具や流し台など、利用できるものは極力利用し、管理経費の縮減にも取り組んでまいりたいと考えております」とご答弁いただきました。

そこで、お聞きします。14年度でいいですから、市営住宅の修繕状況について、業種、件数、できれば金額など押さえていたらお教え願います。

(建都)住宅課長

14年度の市営住宅の修繕状況ということでございますけれども、修繕ですから日常的な入居者からの申出あるいは入退去にかかわる修繕、こういったものが中身になりますけれども、大きく全体でいきますと1,450件ぐらいの修繕件数がございます。中身としては、建具の修繕がやはり一番大きな部分でございます、367件ほど。水道関係の水回りの修繕、こういうのも、けっこう水漏れがしたといったことがございまして、これが387件。それから、壁が汚いとか、何かが壊れたとか、そういったものを含めまして、建物にかかわるような、それが197件等々がございまして、全体では今申し上げましたように1,450件ということでございます。金額それぞれ今申し上げたところでは集計しておりませんが、全体では14年度では約7,900万円少し多いぐらいの修繕費の支出をしております。

山田委員

やはりけっこうかかっているものですね。

それでは、そのほかで、もし特異なような状態があれば、何件かということでもいいのですが、お教え願えますか。特異な修繕状況というのですか、修繕した、こんな変なことをしたよというのが、もしあれば。

(建都)住宅課長

特に住宅にかかわることですから、特段変わったことというのはないのですが、最近多いのは、やはり洗濯機から水をこぼして下の階に迷惑をかけるとか、それから一番困るのが、灯油をこぼしてしまうことです。その後始末にかかるとか、そういったものが市営住宅関係では困ることで、そういった部分での修繕も出てくると難儀なことなので、入居者には注意を喚起しているところですが、そういったのが修繕の中では特異なものといえますか、注意をしてほしいなというものでございます。

山田委員

本当にいろいろな修繕関係がございますので、市長の答弁にもありますように、17年度策定予定の「公営住宅ストック総合活用計画」の中でいろいろと検討されると思いますので、それを待って、住宅の修繕に関しては再度またお聞きしたいと思いますので、どうか修繕の方、よろしく願いいたします。

佐々木(茂)委員

余市川水源シャーベット流入について

1月15日の余市川水源シャーベットの流入に伴う災害の対策について、重複する点もあろうかと思いますが、今回、補正予算案を出されてございますので、この災害に係る経過をお示しいただきたいと思っております。

(水道)浄水課長

余市川水源のシャーベット流入に伴う災害の経過でございますが、1月8日及び1月14日の連続した低気圧によりまして、その降雪並びに河川上流の雪なだれ、これらが原因と思われる大量のシャーベット状の雪が余市川水源の施設に入ったと。取水井、取水管、沈砂池がこれらによって閉そくする事態が発生したため、再三にわたり復旧活動をしました。給水に影響を来した形の中で復旧作業を行ったのですが、14日午後11時現在、

取水可能量が通常の1割程度しか回復できなかった、そういうような経過でございます。

佐々木(茂)委員

この災害に対する対策本部の設置状況は、どのような形をされましたか。

水道局次長

対策本部でございますけれども、14日の夜9時に、水道局長を本部長といたしまして、担当課長を全員集めまして情報分析、そしてその結果、天神浄水場の浄水池の貯水量、それと15日の朝の7時ごろまでに水は確保できるであろう、そういう情報分析をしまして、今の状況が改善されないのであれば、今言ったとおり、最悪の場合には、市内では一部約2万世帯が、いわゆる断水になるのではないかと、そういう状態であります。

佐々木(茂)委員

今回のこの災害に対しまして、問い合わせの件数だとか、どんなような形になっておられましたか。

水道局次長

問い合わせ件数ですけれども、全体の問い合わせ件数につきましては、電話連絡でありますけれども、現地の給水車、係員が立っておりますので、全体で510件ほど問い合わせがございました。

佐々木(茂)委員

今、給水の件数の問い合わせ510件ということでお答えをいただきました。電話の依頼とか、そういうことだと思いますし、今回はこの災害に対し、私も委員ということで朝早くに水道局からお電話をいただきました。事故の状況をお知らせいただいたところでございます。

それで、今回の補正予算の中に組みれてございますように、経費はどのような費用がかかって、金額は幾らか、お願いいたします。

(水道)総務課長

今回、補正で1,100万円ほど計上してございます。内訳の中身ということでございます。職員の時間外手当、14日から最終的には19日まで時間外勤務をかけまして、シャーベットの除去並びにそういった対策にかかってございます。その部分が、時間外手当が567万8,000円となっております。また、それに係ります特殊勤務手当12万2,000円、現地での取水口でのシャーベット除去に伴いまして、職員だけではなかなか対応できないということもございまして、業者に委託した部分が委託料として491万円、先ほどの応急給水に使用しました応急袋の購入といたしまして29万円、あわせて1,100万円、こういうような状況です。

佐々木(茂)委員

今回の、いわゆる暖冬によるシャーベットの流入ということだと思いますが、この余市川水源の今後の対策、どのように、また二度と事故といいますが、災害の起こらないように対策をする予定でしょうか。

(水道)浄水課長

今回の反省点としましては、早急に監視カメラの設置だとか、仮設なのですけれども、そういうもの。それから、沈砂池の開口部も非常に小さい部分もありますので、また、ふたも重いと、そういう改善。

ただ、今後の形につきましては、今、河川のしゅんせつのやり方、それからオイルフェンスの張り方、それと取水口にスクリーンの改善をしたいなど。そういう形で、16年度に向けてやっていきたいなど、そういう考え方でございます。

佐々木(茂)委員

水道料金の不正請求業者と悪質訪問販売業者について

次に、もう一つお尋ねいたします。先日、水道料金の集金員の、いわゆるにせものといいますが、そういうような人がいるような形で新聞記事が出てございましたので、お尋ねしたいと思います。この集金業務は委託員が集金に回っているものと思いますが、今回は身分証明書に写真入りということで記事が載ってございました。そこで気

にかかるとは、不正請求業者がいるということでございます。工事をしないのに請求する業者、それが市内の業者であるのか。それらの問題点について把握をされているのか、実情についてご存じのことがあれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

(水道) 給水課長

悪質な訪問販売ということで、ここ2年ばかり問い合わせが非常に増えてきたのですけれども、浄水器の販売とか、それから配水設備の清掃・点検ですか、そのようなことでお年寄りの世帯をねらいまして業者が来ているというのが実態でございます。それで、来ている業者というのは、市内の業者ではありません。ほとんどが札幌とかそういう大きなところの業者だと聞いております。それで、問い合わせの件数が、新聞にも出ていましたけれども、最近48件ということで出ていますけれども、事前に払う前に、こういう業者が来ているのだけれども、水道局の方から委託されて来ているのですかというような問い合わせがほとんどでありまして、そういうような問い合わせに対しましては、必要な場合はお断りくださいというような答えをしております。

佐々木(茂)委員

昨今、「おれおれ詐欺」みたいなような形でお年寄りがねらわれているのではないかなと思っておりますが、やはりこういった問題には高齢者の方が遭っているのではないかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

(水道) 給水課長

やはり電話等の問い合わせを聞きますと、お年寄りの単身、あるいはお年寄りの夫婦、そういう方が多いようでございます。

前田委員

市営住宅の戸数の推移について

市営住宅に関連して伺います。

まず、本市の市営住宅の戸数、これの推移。中身は、本市の人口のピーク時はいつだったのか。あるいは、このときの市営住宅の戸数はどのくらいだったのか。まず、この辺からお知らせください。

(建都) 佐藤主幹

市営住宅の推移に関してでございますが、小樽市の人口は、昭和37年の20万9,000人がピーク時だと思いますので、そのときの戸数といたしまして、市営住宅は1,326戸ございました。現在は3,668戸を管理しております。

前田委員

この増えた主な原因、この当時20万9,000人で1,326戸、今は15万人を切っても3,668戸、この辺説明してください。

(建都) 住宅課長

昭和三十七、八年当時の1,300台ですけれども、戦後、非常に住宅が不足していたということで、公営住宅の役割が非常に大きかったということで、一遍に整備できませんから、昭和二十二、三年ごろから公営住宅の整備を始めたと書いてありますけれども、そういった形で昭和三十七、八年ころのピークには、もうその数字になったということです。その後も、いわゆる低所得者向けの公営住宅というのは非常に必要であったという状況、量を確保することが一つあったというふうに思っておりますので、そういった中で、マスタープラン等に基づきながら、今日まで住宅については建設をしてきたということです。現在においては、ある程度一定の数的には確保できたという、そういった評価もあるというふうに思っておりますので、一方では、そういう数の増加というよりも、その中身の充実といいますか、そういったものを今後はしていくということになるかというふうに思いますけれども、いずれにしても、住宅を確保するということが、大きな社会的な使命が公営住宅にあったという中で今日まで推移してきたと、こういうふうに考えております。

前田委員

市営住宅の入居基準と募集状況について

それで、市営住宅が3,668戸、今あるということですが、これらの入居基準があると思います。この辺相当細くなるのかもしれませんが、大まかに分けてでけっこうですので、お知らせください。

(建都)住宅課長

一つは、先ほど申しましたように、低所得という、その方を対象にということですので、所得の制限がございます。いろいろな控除をすると年間所得が出ますけれども、それを12で割った所得、これを政令月収というのですけども、それで20万円以下の世帯については入居ができるということで、まず入居に当たっては、そういう収入の制限がございます。

あとは、当然ながら自分で家を持っている方、そういう方は対象外でございますので、入居に当たっては資産状況の調査を行います。大きなものは、その収入基準と、それから自宅をお持ちでない、資産を持っていない方、こういうことが市営住宅なり公営住宅に入居する大きな基準になっております。

前田委員

そういう20万円以下の所得の方々が入居資格があるのだということで説明を受けたのですが、これは収入の関係と。1Lとか2L、3L、あと障害者の部分、こういうのはタイプ別というのかな、こういうのがあると思いますけれども、この辺構成別にお聞かせください。

(建都)住宅課長

委員おっしゃったように、市営住宅では1LDK、それから2DK、2LDK、3DK、3LDKと、そういったような類型タイプ別で住宅があるのですが、その型別の入居の基準は世帯人数なのです。単身の方は1LDK、それから2DKまで、2人以上の方は2DKも可能ですが、2LDKまで、3人以上は3LDK以上と、そのような形で、世帯人数によって入れる住宅が決まってくるということになります。

あと、その家賃については、収入に応じてですから、当然型別の基本的な金額があって、それに収入に応じて家賃が決まってくると、こんな形になります。

前田委員

今、家賃まで出たので、そうしたら家賃の最低額と最高額が当然あるだろうと思います。これと、1Lから3Lまでであるということ。それで、障害者の型もあるのかなと思います。これの内訳、それで総数は3,668になるのか、これをちょっと。

(建都)住宅課長

家賃ですが、公営住宅法的には4ランクに分かれていまして、家賃は決まっています。ただし、住宅の古さだとか、それから利便性といいますか、水洗トイレがあるとか、ふろがついているとか、そういったものに応じて個別に住宅の家賃というのは決まってきます。ですから、同じタイプの住宅であっても、地域によって違います。それから、先ほど申し上げたように、同じタイプの住宅、同じところの住宅であっても、収入に応じて家賃もまた変わってきます。そういうことで、この家賃ということは、具体的にこう決めないと、その人の収入、世帯人数、それからどういふこの住宅か、こういったことに応じてすべて変わってくるものですから、なかなかはっきり言えないところでございます。

前田委員

最低の家賃を支払われている方は幾らなのか、最高金額を支払われている、タイプ別にいろいろあるから、それはそれとしながらも、現実問題として、1万円からいるのか、10万円までいるのか。

(建都)住宅課長

いろいろあるのであれなのですが、最低となれば、1人世帯でいくと四、五千円のところもあるのです。

それから、1人世帯でも住宅によっては2万円弱ぐらいの家賃の場所もございますので、1人世帯でいうと、そのぐらいの幅は確かに家賃としてはあります。上限は、これは収入によって違うのです。それで、先ほど言ったように、政令月収20万円を超えると、かなり高くなっていきまして、8ランクあるのです。さらに上になると、近傍家賃と一緒にするという。要するに、その地域の同じような、もし3LDKに住んでいたら、近傍の3LDKの家賃が例えば8万円とすれば8万円という、そんなような感じがかかってくるので、ある意味では、そこがアッパーというか、上限にはなるのだというふうに思います。

前田委員

ということは、最高額の方は近隣の賃貸住宅と同じような金額、2Lであれば6万円、3Lであれば七、八万円以下、小樽の場合、そういった決め方もあるということですか。わかりました。

それで、最近の申込状況、どうですか。

(建都)住宅課長

今年度でいきますと、4月から2月ぐらいまでの間なのですけれども、だいたい募集できたのが60戸弱ぐらいになりますけれども、1,400人を超えるぐらいの応募があったということでございますので、かなりの倍率ということでございます。

前田委員

それで、勝納住宅も完成間近なのですけれども、これから建てるオタモイB住宅の予算も出てくるのですけれども、このタイムスケジュールというか、完成年度とタイプ別戸数といいますが、その辺を。

(建都)住宅課長

オタモイB住宅の関係でございますけれども、来年度七月ぐらいからは建て始めることができるのかなというふうに思っておりますけれども、全体で105戸になります。1号棟が16、17年度で55戸、それから2号棟が50戸ということで、105戸になります。タイプ別は、まだこれからしっかり決めるのですけれども、今考えているのは、1号棟の55戸の部分ですけれども、1LDKが25戸ぐらい、2LDKが20戸ぐらい、3LDKが8戸、車いす・身障者対応が2戸ということで、全部で55戸。それから、2号棟が、1LDKが20戸、2LDKが15戸、3LDKが12戸、身障者・車いす対応が3戸と。こういう予定ですので、これから実施設計等を詳しくやる中では、こういう形で落ちつくとは思いますが、一応予定ということでご理解をいただければというふうに思います。

前田委員

これ17年度からかかるということなのですか。17年度に完成するのですか。

(建都)住宅課長

1号棟は16年度着工で17年度完成、2号棟は18年度着工で19年度完成になります。

前田委員

市営住宅の整備計画について

それで、市営住宅の整備計画、これについてお聞きしたいと思います。予算で住宅マスタープラン策定費、1,100万円からなる、これは16年度以降の関係かなと思います。それで、今、できている部分もあると思うのですが、15年度までのやつと16年度以降の、これで少し違うのだと、特徴的なことが何かあるのかないのか。プランニングをするのでしょ、これから。今までのある部分のプランもあるのでしょ。今までのプランと今後のプランについて、なおかつ特徴的なものを。

(建都)住宅課長

今までの、市営住宅の建替えの経過の方で申し上げますと、今のオタモイのお話も今の再生マスタープランに基づいて再生をしていくということとして、今のオタモイの計画までが再生マスタープランでカバーすることになります。それで、今回、住宅マスタープランの見直しで新たに16年度でやるわけですけれども、それは、今、住宅マ

スタープランについては、最近のいろいろな状況の中で、先ほど申し上げたように、ある程度住宅の量の部分については確保できてきたけれども、質の部分ではどうなのかと。それから、あるいは環境対応ではどうなのか。そういったような大きく時代が変わってきたという部分がございますので、改めて小樽市の住宅全体のプランを見直していこうというのが16年度の作業になります。それで、市営住宅に即していえば、17年度にはストック総合活用計画という、その再生マスタープランにかわるものを、今、連続して策定しようというふうに思っています、これは先ほども申し上げましたように、今までは量を増やしていこうという、これが基本にあったというふうに思いますけれども、一定程度、量的には確保できてきたかなというふうに思いますし、それから地方自治体を取り巻く環境も非常に厳しい状況があって、なかなか新しい住宅の供給もしていけない。そういった中で一定程度の量確保ができたのであれば、質をどうやって確保するかと。そのときに既存にある、市営住宅も含めたいろいろなストックを、今後いかに活用していくか。そして、質の高い住宅を供給できるかといったことを、新たな視点の下につくっていこうということが視点になります。そういったことで、今までの再生マスタープランと、これからのストック総合活用計画の違いというのは、まさに量を確保するところから、いかに質の高い住宅を確保し、既存の、ある住宅を活用するか。こういったところに視点が大きく変わってきているというふうに考えております。

前田委員

それで、この後、質問しようかなと思っていたのが、今の答弁の中に出てきたので。こういう16年度以降のマスタープランを立てるに当たっての、今、課長が答弁していた中に入っていたのですけれども、これらの調査をするに当たり、民間、特に賃貸業者というのかな、こういう共同住宅を所有している方たちからの意見聴取だとか、こういったこともたいへん私は必要だし、大切ではないかなと、こう思うのですけれども、この辺の兼ね合いをお聞きしたいところなのですけれども、この辺はどういうような認識をお持ちなのでしょうか。

(建都)佐藤主幹

民間住宅と公共住宅との兼ね合いの関係でございますが、来年度、住宅マスタープランを整備ということで、前回のマスタープランの中でも民間住宅との関係についてうたっておりますけれども、今度の住宅のマスタープランの中では、民間のいろいろな活用、市場をどういう形で活用していった、小樽市内にどのような優良な住宅をつくっていくかということで、既存のストックの活用と、それから民間住宅についても、公共の住宅についても、そういうストックの活用と、それから市場の活用という観点から検討をしていかなければいけないだろうということで、当然、民間住宅の団体の方々や何かのご意見も伺わなければいけないし、また、民間住宅を所有している、分譲マンションで所有している方もいらっしゃいますし、また、賃貸で借りている方もいらっしゃいますので、そういう方々の意向も把握していった、公共住宅でどんな形の整備の展開を図るかということ踏まえて検討していかなければいけないということで考えております。

前田委員

前向きな答弁だったのかなと思いますけれども、過去のこういうマスタープランで、業者からの意見というのは聞いたことがあるのか。参考にしたことがあるのか。また、生かされた事例があるのかなというふうに聞きますけれども、いかがですか。

(建都)佐藤主幹

平成8年3月に前回のマスタープランをつくっておりますが、その中で民間住宅全体に関しての状況というものまず整理しまして、それから民間住宅の開発を奨励し、その優遇対策を拡充していきたいということで書いております。また、住宅市場の円滑化ということで、市民のニーズに応じた住宅が供給されるような民間住宅の情動的な提供とか、それから住宅相談の窓口の充実ということで、いろいろと進めてきているというぐあいに書かれておりますので、当然そういうようなご意見なり意向を伺って整理してきたものと考えております。

前田委員

アパート協同組合等の関連団体、宅建協会とかありますので、ぜひ相談していただきたいと思いますし、適切なアドバイスもあるのかなと、このように思いますので、ぜひ活用をしてください。

それで、以前も調べたということで、答弁されております。このプランニング、16年度の1,100万円、これが4月1日以降に使われていくわけですけれども、今、民間の賃貸業者の実情、状況というのは、どのような状況にあるのかということをお聞きしたいのですけれども、把握されておられますか。

(建都)佐藤主幹

たいへん申しわけございませんが、今、私の方ではまだ資料を集めて整理している段階なものですから、分析をまだしておりません。来年度以降の検討の中で整理していきたいと思っております。

前田委員

ぜひ関連業者の方に伺っていただきたいと思います。

それで、関連してお伺いいたしますけれども、たしか中心市街地での共同住宅の建設に際して、助成金というのかな、補助金というか、こういう制度があったと記憶しておりますが、これら制度の実績と、この効果についてお聞かせください。

(建都)建築指導課長

委員、お尋ねの住宅の施策につきましては、若年者向け共同住宅建設費等補助制度の内容かなと思います。それで、15年度の実績でございますけれども、1,000万円の予算を計上した中では、6戸で600万円という助成をしております。今後に向けましては、平成16年度もこの制度を継続していくということで考えてございます。ただ、中心市街地にごさいますと、土地も高度な状況の中から、一部制度の内容を見直した中で実施しようというふうには考えてございます。

前田委員

今、説明をされたのは、これは建築指導課で行っている若年者定住促進家賃補助ということだろうと思いますけれども。私が聞きたいのは、この共同住宅建設改良資金の貸付けというのか、たしか建物を建てると1戸100万円まで10戸限度で1,000万円までという制度があったと思うのですが、この制度を活用して住宅が建てられた実績はあるのかないのか。たしか鳴り物入りで発表されたものだと思っておりますけれども、いかがですか。

(建都)建築指導課長

今、私が答えましたのは、民間に融資する制度のことでございますので、家賃補助ではございませんで、建設する方への補助1戸当たり100万円というところの内容の補助でございますので、ご理解のほどお願いいたします。

前田委員

ということは、1棟で6コマの建物ができたということなのですね。あまり何か活用されていないような気がして。だから、私たちもそうだったけれども、あの当時、もっと地域を広げてほしいというふうをお願いしていたのだけれども、1棟程度であれば、何か鳴かず飛ばずというか、あまり効果がなかったのかというふうに思いますが、その辺どうですか。

(建都)建築指導課長

15年度の予算につきましては、10戸までで1戸当たり100万円の限度でもって事業主1,000万円が限度なのです。それで予算からいきますと、1棟6戸建てられたということでは、実績、効果が上がっているなというふうには考えてございます。

前田委員

それは15年度のか。できたのは14年度からか、いつだったのですか。

(建都) 建築指導課長

この制度が立ち上げられましたのは、平成14年度からでございます。平成14年度については、残念ながら実績がなかったということでございます。

前田委員

市営住宅借り上げ制度について

もう一点、市営住宅の借り上げ住宅制度、これをぜひご説明ください。

(建都) 住宅課長

公営住宅の借り上げ制度でございますけれども、平成8年の公営住宅法の改正で、この制度ができたわけです。従前は直接建設方式といって、市が土地を手配して建物を建てて公営住宅とするという制度だったのですけれども、なかなか今の住宅ニーズというのは、郊外というよりも、市の中心部に近いところ、そういったところに住宅ニーズというのがあるわけで、公営住宅も同様のものがあるというふうに思っております。特に高齢者等が増加する中では、周辺部の公営住宅よりも中心部の公営住宅、こういうニーズが高いのかなと思います。

しかしながら、中心部は地価が非常に高いということ、それからまとまった土地がなかなか手配できない、こんな状況もございまして、それであれば、民間の方々が持っている遊休資産といいますか、土地等を活用して、そこに公営住宅としての一定の条件を満たしたものを民間の方に建てていただいて、それを行政、市なりが賃借すると。そして、それを市営住宅の対象である低所得者に貸すということで、非常に立地のいい場所に柔軟に公営住宅を提供できると、こういう制度であろうというふうに思います。市、行政のメリットとしても、直接建設をする場合には、相当大きな初期投資がかかるわけですが、借り上げであると借上料をずっと支払っていくということで、投資の分散化といいますか、平準化といいますか、そういったことが図られる。それから、1棟丸ごと借りる必要はないので、必要な戸数だけ借りるという方法もございますから、戸数についても柔軟に必要なに応じて対応できると、こういったこともございます。それから、民間の方々についても、遊休の資産を有効に活用できる、こういったメリットがございますので、現在のところでは、市としては条例等を定めておりませんので、今のところ取り組める状況にはありませんけれども、先ほど申し上げたように、住宅マスタープランあるいはストック総合活用計画、そういったものをこれからつくろうということもございますので、借り上げ公営住宅の制度についても、じゅうぶんに研究して、民間の方々の意見もじゅうぶんに取り入れながらできるのであれば、取り組んでまいりたいと。こんなようなスタンスでございます。

前田委員

借り上げ住宅の制度を活用して、こういう政策に生かしている道内他都市というのはあるのですか。

(建都) 住宅課長

今、把握しているところでは、函館市が平成12年度からこの制度に取り組んでいると聞いておりまして、供給戸数でいくと現在131戸ほど供給をしていると聞いております。全道的には函館市だけなのかなというふうに思いますけれども、近々帯広市でも、これが実現するといいますか、取り組んでいくというふうには、情報的には聞いております。

前田委員

それで、まとめますけれども、本市というのは、この今の借り上げ制度、これを取り入れての市営住宅というのは、今後、今のマスタープラン、16年度以降、これに反映していくことは可能なのかなのか、この辺見解をお願いします。

建築都市部長

今、課長の方から述べましたけれども、16年度、17年度、この住宅計画全体の見直し、この見直し計画というのは、市営住宅だけということではなくて、小樽市内における民間住宅を取り込んだ一方、あわせた住宅政策をどう

していくかということ、その中で公営住宅については、こういうような考え方、民間住宅とのかかわりでは、こういうようなかかわりで、市が役割を担うと。市営住宅と民間住宅とのそれぞれの役割分担といいますが、そういうこともやはり今後できたところで検討していきたいと思っております。

現実的に課長からも話しましたように、公営住宅をこれからどんどんかなり量を建てていくという状況には、いささかないということがございますし、全体的に人口の推移の状態が、下降気味だということもございます。また、内容を高齢者の方にシフトしていっているといいますが、基準なり夫婦お二人の世帯なり、そういう住宅に対する需要・ニーズもずいぶん変わってきております。一方で、民間住宅の方も、相当数、持家制度というものが他都市から比べるとまた持家を持っている率というのが多いといながらも、民間住宅の方の、賃貸の民間に依存する率が相当ございますので、そこと市との基準額との相互依存といいますが、共存の問題というのは大きな考えるところの柱だと思います。そういう意味では、今、課長が申しあげましたような借り上げ制度というものを、これは買い上げ制度は稲北の方で実施しておりますけれども、借り上げ制度というものについては、やはり計画づくりの中でじゅうぶん検討していかなければだめだと思っておりますし、若干福祉の方でも、そういうふうなことで実績が出てまいりましたので、そういう部分のデメリット、メリットも研究しながら、この取り入れということをどういうふうにするかという中で生かしていけるかということで取り組んでいきたいと思っております。

前田委員

本市の財政状況を見ましても、今後そういった質のいいものをどんどん建てていくということは、たいへん難しいことだと思います。そういったことで、ぜひ関係団体とよく相談をして、16年度以降のマスタープランに、今、私が述べました市営住宅の借り上げ制度ですとか、また、できるものであれば、今、前段の1棟100万円ですか、この中心市街地の共同住宅建設費等補助、これを少し地域を広げると、このようなこともぜひ考えていただきまして、マスタープランに反映していただければありがたいかと、このように思っています。これで終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時49分

再開 午後3時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

齊藤(陽)委員

除排雪関係経費について

まず、除排雪関係経費について、伺います。

平成15年度分は、もうそろそろ終わりに近づいているわけですが、予算の執行状況、現状どのようになっているか、お聞かせください。

(土木)土木事業所長

現在、除雪作業を執行中でございますけれども、平成15年度に関しては、当初予算6,880万円、補正9億円、合わせて9億6,880万円、予算を計上させてもらいまして、それに基づいて事業を執行中でございます。除雪につきましては、日ごろ我々も、天候というのですか、気象に大きく左右されるということで説明をしております。今冬の日候についてはまず最初に話しますと、今年は雪の量につきましては、3月11日現在の降雪量は、測候所の調べでは38

5センチ、これは昨年と同じ時期に比べまして87センチほど少ない状況です。積雪深は73センチ、昨年同日でいくと92センチ、これについても19センチほど少ない状況にあります。この雪の量につきましては、先ほど申しましたように、降雪量87センチということですが、実際には昨年度の場合、11月の末に一度雪が解けています。53センチほど降りまして解けたということがございますものですから、単純には比較できませんけれども、87センチほど少なくなっているということです。また、気温につきましては、12月には平均気温が今年度0.0度あったのが、昨年マイナス3.3度ということで、非常に暖かい気温でした。1月はほぼ例年並みだったですけれども、また2月も平均気温がマイナス1.2度が前年度マイナス3.2度ということで、これも前年度よりも暖かい気温となっています。そういうことで、気温状況、天気の状況によってかなり除雪作業というのは左右されまして、そういう状況によりまして、今の除雪につきましては、雪は少なかったのだけれども、暖気が来たということで、降雪による出勤は少なかったのだけれども、降雪以外の暖気によって路面整正の出勤が若干増えているという傾向にございます。排雪量につきましては、昨年41万トンほどだったのですけれども、今年はまだ実績値は出ておりませんが、昨年よりは少なくなるだろうということでは考えております。

先ほど暖かいという話を説明しましたが、そういうことがございまして、ロードヒーティングについては、かなり通電時期が遅くなったということで、気温が高かったということで、日中が電気が入らない時期が非常に多くあるということで、若干電気代は昨年を下回っているという状況でございます。

それで、除雪費については、いろいろな細かい項目があるのですが、除排雪、ロードヒーティング、昨年値を追って比較して、今、話をしています。昨年値の場合は、当初話しておりまして、それで最終的にはまだ細かい数字は出ておりませんが、何とか補正をしないで事業を執行できるのではないかと考えています。

斉藤(陽)委員

非常にいいにありがとうございました。結論的には、補正がなくてよさそうだと、こういう状況ですので、うれしい話だということだと思います。

今年の冬も少なかったとはいえ、一、二回、まとまって降ったというときがありまして、排雪要望ですとか、緊急にここをやってほしいという部分がけっこう集中した時期というのがあったと思うのですが、例えば銭函ですとか星野、あるいは手宮の方だとか、従来からも非常に大変な場所だったと思いますけれども、けっこう苦情等が多かったのではないかとこの辺に思いますけれども、この辺の対応はじゅうぶんできたのかという部分はどうか。

(土木)土木事業所長

今年1月の中旬に低気圧が来まして、特に北見方面に大雪が降って、北海道の一部に強風等がありまして雪が降りました。1月中旬20センチほどの雪が降りました。2月にも中旬以降に一度雪が降りまして、その後暖気が来たということで、住民の方からは、それに伴いましてけっこう苦情が来た経緯がございます。それに対して、我々が対応していたのですけれども、暖気ということがございまして、雪が降って通常の除雪をするのであればスケジュールどおり進んでいけたところなのですが、暖気でざくざくで車が走れないという苦情が寄せられまして、それについては通常の除雪ではなかなか作業ができない。言うならば、かたい雪を起こして置き雪が発生するとか、作業時間がかかるということがございまして、あまり起こさない形での、雪を横に置いて作業をするとか、排雪をするというような作業をとりまして、何とか対応できた。若干、通常の作業よりも時間がかかりましたけれども、対応できたのではないかと考えております。

斉藤(陽)委員

これから雪捨場近くで、例年置き雪だとかで粉じん等、雪が解けたら解けたでまた苦情があるわけですが、雪捨場の融雪に伴う対策、どうなっているのか。特に、また、急坂路面に散布した砂の処理の苦情ということもあ

と思うのですが、この回収、配布等の対策は、どういうふうに対応されるのか。

(土木)土木事業所長

雪捨場のこれからの融雪溝の管理なのですが、陸上、海域、両方小樽市で行っているのですが、置き雪につきまちは、土地利用が決まっている箇所につきまちは、雪割り作業をして、その後、ごみの回収、土地利用が決まっていない箇所につきまちは、そのまま状況を見まして、必要な対応を考えております。海域につきまちは、今後、しゅんせつというのですが、そういう作業を予定しております。

路面に散布しました砂につきまちは、これから雪解けに合わせまして春に路面清掃、さらに側溝とか枡にたまりました泥につきましても清掃することになっています。路面清掃で回収しました砂につきまちは、リサイクルというのですか、一応、利用するような計画であります。

斉藤(陽)委員

また、雪捨場との関連なのですが、今日、新聞の札幌市の記事もいただいておりますけれども、市民クラブの方から要求した資料でございますが、河川や海に対する汚染防止、それについての何か対策というものは、小樽市の場合は講じられていますか。

(土木)土木事業所長

小樽市の場合は、大きな河川がないものですから、直接河川に投棄するというのは非常に数少ないのですが、海におきましては中央ふ頭基部並びに北浜岸壁に非常に多く投げています。この際、市の方では、まずそこに雪を投げる場合には、できるだけ、市民の方ですとか、市の方の行政の中でも、そういうごみの混在をできるだけしないようにということの指導をしますし、多くの方に訴えているところでございます。

さらに一部、中央ふ頭につきまちは、集めた後は直送しない形で、一度陸域に置いた形で処理しているという部分もございます。そして、そのほか、あと流出防止、市の方で捨場の区域につきまちは、流出防止のフェンスをしまして、100パーセント完全ということではないのですが、そういう方法もっております。さらには雪解け後、新年度以降、たまりました土砂というものについては、撤去というか、しゅんせつをするという。そのほか事前に水質調査だとかも定期的に行っているところです。

斉藤(陽)委員

16年度道路予算について

次の質問に入ります。平成16年度の道路予算の関係で、今、非常に本市の財政状況が厳しいということで、新規に着手する予定の道路予算で、それが取りやめになるとか、あるいは事業進行を遅らせるというような形で影響を受けるものは16年度にございますか。

(土木)建設課長

16年度はございません。

斉藤(陽)委員

それ以降はあるかもしれないというふうに聞いたのですが、どうなのでしょう。

(土木)建設課長

18年度以降になりますと、なかなか難しいものが出てくるとは思いますけれども、16年度は、前年よりは多少は下がっておりますけれども、道路工事はそのまま行えるという状況でございます。

斉藤(陽)委員

それでは、若干個別の項目で伺っていきたいと思いますが、交通安全施設整備費で、補助事業ということで2億1,500万円の計上をされておりますけれども、歩道改良工事ということなのですが、具体的な説明をしてください。

(土木)建設課長

交通安全施設、本当の交通安全施設と地特という起債の事業がございまして、両方歩道の整備という形で当たら

れますけれども、今年の大きなところは、大通線、オーセントホテルから中央通、これがだいたい300メートルと、それから本通線、これは郵便局から中央通まで、これを2年かけて両側行っていきたいと考えております。それと育成院前通線の奥沢小学校の横の歩道なのですけれども、今、片側ありますけれども、向かい側の方に道営アパートだとかいろいろなことができますので、交通、あそこは通学路になっておりますので、それも今年と来年で行ってきたいと、このように考えております。

斉藤(陽)委員

歩道改良ということで、市内各所いろいろそういう歩道をつけてほしいというような要望がたくさん出ているのではないかという気がするわけですが、現在、市内で要望をされている路線がどのくらいあるか。その部分はいかがでしょうか。

(土木)建設課長

本数はまだ正確にはつかまえておりませんが、何か所かやっていただきたいという要望はこちらの方に集まっています。

斉藤(陽)委員

そういった中で、今回、相当なお金かかるのですけれども、3か所ですか、歩道改良工事があるということで、これをさらに箇所数を増やしていくというようなお考えはありませんでしょうか。

(土木)建設課長

補助事業ですと、今の目安が総事業費が1億円以上という、やはり厳しい枠がはめられておりますので、なかなか現状に合う状態の場所を探すのが難しいということと、それに合致するような場所がなかなかないものですから、今、要望が何件かは来ておりますけれども、今はその条件に合わないということで、補助事業としてはなかなか難しいという点があります。あと起債事業もありますけれども、現況の予算がなかなか難しい状況になっておりますので、今は安心歩行エリアと申しまして、駅前地区、入船から片側臨港線、上の方は稲北のところの通りです。それと、上は小樽駅から下の臨港線、このエリアが126ヘクタールございまして、安心歩行エリアということで、歩道から何からそういう形で、今、工事をやっております。ここを今後何年間は優先的にやっていきたいと、このように考えております。

斉藤(陽)委員

臨時市道について伺いたいと思いますが、臨時市道整備事業で16年度予算を見ますと、側溝改良のウエートが高くなっているのではないかと、主な理由はどのようなことでしょうか。

(土木)土木事業所長

臨時市道の中で大きくいうと側溝改良、側溝新設、道路改良、いろいろ事業として行っております。その中で、我々、特に側溝改良のみをとということではなくて、いろいろな臨時市道整備事業をやる上で、道路管理者としての道路パトロール、市民からの要望、町内会、いろいろな要望を聞いて策定しているところでございますけれども、結果として、こういう結果になっているのですけれども、我々が推測する上では、側溝というのは、雨水を処理するものでございまして、たいへん市民の生活の上では、道路の水を排水してくれるものということで、必要性が非常に求められているのではないかと。特に舗装の要望というのは、舗装も当然要望があるのですけれども、舗装の場合は、補助率が非常に高い部分と、新規の道路についてはほとんどしているからもうされないの、歩道の穴ぼことかそういうものについては、道路橋りょう維持費の中で絡んでそういうものを行っているということで、老朽化した道路を直してほしいという要望が多いのではないかと推測しています。

斉藤(陽)委員

雨水の処理ということに関連しますけれども、河川整備の部分で臨時河川整備費として奥沢川ほか2河川、また、河川改修費については色内川ほか3河川ということで、予算に計上されておりますけれども、まずこれを具体的に説

明をしていただきたいということと、あわせて本市が管理する市内の河川で、治水の面で非常に危険あるいは改修の必要があるということが言われている箇所が40数か所あるのではないかと。少し前の話なので変わっているかもわからないのですけれども、聞いているのですけれども、現状、危険箇所と申しますか、改修を要するような箇所はどの程度あるのかという部分をお聞かせください。

(土木)建設課長

平成16年度河川整備事業費ということで、予算は8,000万円で、工事を行うのが7河川、それと調査が1河川ということで今年も行っていきたいと思っています。それで、平成12年に45の河川、49か所を目安に一応その整備の計画を立てて実施してきております。今、平成15年度までで14河川の整備が終わってしまっていて、まだ残りはけっこうございます。あとのこの残河川の整備と、緊急に入ってくる、小樽は大きい河川というのはあまりございません。家の下を流れているような河川だとか、そういうのが本当にたくさんありますので、何か大雨が降ったときに、いっ水する箇所もありますので、そういうのも緊急的に直していかなければならないというのが出てきますので、それも足して今後予算の範囲内で行っていきたいと、このように考えております。

斉藤(陽)委員

そういうことから考えると、年間予算が8,000万円あるいは1億円以下という感じでは、なかなか進みづらいと思いますが、危険箇所がけっこう残るとい状況になると思いますけれども、この辺について、もう少し早めるべきではないかということなのだと思いますけれども、お考えはどうでしょうか。

(土木)建設課長

工事は早く喫緊にやっていきたいのはやまやまでございますけれども、今のこの財政状況を考えますと、なかなか予算がこういう形に決まっておりますので、この中のお金でどうしてもやっていかなければならないというのが一つございますので、その点をご理解いただきたいと思えます。

斉藤(陽)委員

危険度の見極めと申しますか、どの辺が本当に危ないかということを押さえながら、積極的にやっていただきたいと思えます。

緊急地域雇用創出特別対策費について

続きまして、16年度の緊急地域雇用創出特別対策費、これの関係で、土木関係で交通弱者対象交差点段差解消事業費、これが355万円、それから市内一円側溝清掃業務費550万円が計上されておりますが、この事業の概要をご説明ください。

(土木)管理課長

緊急の地域雇用対策ということで、土木部関連では段差解消、側溝清掃ということで16年度の予算に入れております。この事業につきましては、3年間の時限立法という中で、土木部としては、冬期間の交差点の段差解消あるいは、14年から何か所か実施している中で、この補助を使ってやっておりまして、16年度につきましては交差点の段差解消プラス側溝の清掃部分についても、この事業の中でやっていきたいと考えております。

斉藤(陽)委員

事業の中身と申しますか、どういうことをやるのだということを説明していただきたいのです。

(土木)土木事業所長

まず、交通弱者対象交差点段差解消事業でございますが、これについては、15年度も行っている事業なのですが、冬期間の交通弱者、特に老人とか子どもですけれども、歩行者の安全というか、歩行空間を確保するために、車道間の雪山や凍結路面の歩行が困難な場合、非常に歩きづらいということがございますから、車道と歩道との間の雪山を処理して、さらに横断歩道のところで、氷ができて滑ったり、そういうときに氷を割って処理すると、そういう人力作業をやることによって、歩行者の空間を確保しようという事業でございます。

もう一つ、市内一円側溝清掃業務、これについては16年度予定しているところなのですが、これも冬期間の関係なのですが、先ほど質問がありましたけれども、砂を道路にまくということで、それによって側溝に砂がたい積する。側溝とか枡を閉そくすることによって雨が降ったときに、障害を起こすということが考えられるものですから、側溝のしゅんせつ、清掃、それを人力でやる、そういう作業でございます。そういう事業を考えています。

斉藤(陽)委員

人日という単位でいろいろ計上されているわけですが、それぞれ段差解消の方は405人日、それから一円側溝清掃の方は360人日ということで、新規雇用の実人員がそれぞれ9人、6人ということで、その程度にとどまっているわけですが、この1日当たりの作業量というのですか、どのぐらいの仕事をするのかという部分をお聞きしたいと思います。

(土木)土木事業所長

段差解消の方なのですが、これは先ほど言いましたように、15年度もやっているということで実績がありまして、これについては作業員が1日4時間、特に段差解消の場合は、いつも雪がたまっているということはないものですから、我々である程度の日を指定しまして、1日4時間の範囲の中で作業をしてもらうということになります。もう一つ、側溝清掃につきましては、1日8時間、1日いっぱい働く作業でってもらうということです。

それで、日数につきましては、両方ともおおよそ45日間というような期間で考えています。

斉藤(陽)委員

少しわかりづらい形なのですが、グループとしても二、三人で1組みたいな形で、交差点段差解消の方は1日4時間の作業をするということなのですね。1日に動いているグループは二、三人しかいないわけですか。二、三人のグループが二つ三つあって動いているというのではなくて、もう小樽じゅうの中で実際動いている人は1日二、三人4時間ということで考えてよろしいのですか。

(土木)土木事業所長

交差点段差の方なのですが、これは1班が3人で、3班で1日9人ですね。それが稼働日数が45日ということで、そして1日の稼働が4時間ということでございます。

斉藤(陽)委員

1日1班ではなくて3班が動いているというふうに、そしてその人たちが4時間ずつ仕事をするのだと。だいたいわかるのですが、今ご説明いただいたような内容の段差解消にしる、側溝清掃にしる、このような市民要望というのは非常に多いのではないかと。具体的にこちらもやってほしい、あちらもやってほしいというものが相当あるのではないかと思います。その中で、この人数、この予算というのは、私は少ないのではないかと思ったわけです。もし、これを緊急雇用ということで、一時的にしる雇用対策ということを考えると、こういった部分にもう少し予算を拡充するといいますか、増やすということがされてもいいのではないかと考えるのですが、この点の予算の拡大、3年間で終わるということで来年はないという含みもあるのかと思うのですが、以前の委員会の審議で、今後も継続していきたいという話もいただいていますので、もし来年度にも継続できるのであれば拡大するべきではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

(土木)管理課長

緊急地域雇用対策事業というのは、国が決めた3年間の時限立法の中で、道を含め実施主体としては市町村がやるということで、事業として実施しているわけです。ただ、これは土木部の方の例えばそういう希望の事業があっても、小樽市として、どのような事業を採択して、道の方に補助事業としてやっていくと、こういう流れもあります。土木部のこの事業だけを優先的にというのは、なかなか政策的な面を含めて、これは土木部の方としてもや

りたいという希望はありまして、3年間の中である程度やっているということですが、この部分だけ増えるかどうかというのは、私どもでは判断できない部分があります。単独の中で、この補助事業以外にも交差点の段差解消業務ということで、除雪費の中で年間300万円ほどかけてやっております、これについても、委員ご指摘のように、希望は多いわけですから継続してやっていかなければならない事業であるとは考えています。

斉藤(陽)委員

土木部の方としては拡大したいという意向があるようなのですが、財政部の方もいらっしゃるようなのですが、財政の担当としてはどうでしょうか。

(財政)財政課長

これは3年間の中で、小樽市の枠というのが今年については8,000万円強になっておりまして、その中で13本の事業をやっているのですが、その中で選んでいるということでございまして、こういう維持補修的なものについては、できれば財源として入れれば、どっちにしてもやらなければならないものには財源を入れたいという意見もあるのですが、やはり全体のバランスの中で、ほかにも需要の高い事業もありますので、それらとのバランスで考えていかなければならないと、そういうことです。

斉藤(陽)委員

ほかにもあるということなのですが、ほかの事業とのバランスは大事だと思いますけれども、実際市民の雇用を創出する、緊急に今はなかなか仕事がなくでどうしようと言っている部分も考えれば、緊急に対応しなければならないという部分では、そういう緊急性というものを特に注目すると、やはり今の土木部関連のこの二つの事業というのは重視するべきだと思いますので、その辺も今後、もし来年にこの特別対策が継続されるようであれば、ぜひ検討をいただきたいと思います。

佐藤委員

稲穂駐車場について

駐車場事業特別会計の中の稲穂駐車場について伺います。

昨年とほとんど変わっていないわけですが、委託化をするという方向は以前聞いたときにあったのですが、今、どういう考え方でおりますか。

(土木)管理課長

駐車場の関係、特に稲穂駐車場につきましては老朽化が著しい。また利用の関係につきましても、平成9年度と14年度の比較で見ても、利用料としては半額近くまで落ち込んでいるという状況の中で、委員の方からもたびたびご指摘がありまして、駐車場の関係について見直していった方がいいのではないかとご提言の中で、昨年来、ずっと土木部内あるいは財政当局も含めていろいろ検討してきた経過がございます。どの方法が一番市民にとってメリットがあるかということで、たびたび議論をしてきた中で、現在、現状の管理委託制度、このたび新しく法律としてできました指定管理者制度、こういう制度がいいのか、あるいは現在持っている行政財産としての駐車場を廃止して、普通財産として民間企業に貸し付けして貸付料を取るというやり方。あるいは市として駐車場としての位置づけは都市計画法の中で決められているということなので、ある程度の売却した中で駐車場として利用していただけたところに、建物、敷地も含めて売却すると、こういう何点かの中で考えて、結論としては早急に出したいとは思っていますが、ここ半年間、平成16年度中には結論を出していきたいと、こういうふうに考えています。

佐藤委員

今回の予算は、維持補修費で200万円、昨年度180万円、20万円増えているのですが、今年の維持補修は、どんなことを考えていますか。

(土木)管理課長

この建物につきましては、毎年いろいろなところで維持補修の経費がかかっているわけで、一般的な考え方としては、防水とか一部、例えば壁のはく離とか、具体的にここの部分で200万円ということの予算づけはしておりません。ただ、今回、いろいろと受託者との話し合いの中で営業時間を拡大したいという要望がございまして、24時間営業して収入を上げる中で、カメラを設置するとか、そんな要望を含めて、この16年度の中でさらにこの予算以外の部分も含めて検討して、財政当局とも相談していったりやりたいと考えています。

佐藤委員

今後、維持補修はかなりかかってくると思うのです。例えば屋上だって防水加工をしなければいけないだろうし、外壁だとか、内部をあわせてどのぐらい、いつごろからということの、その説明を。

(土木)管理課長

現在、管理している業者も含めて、私どもも何回か現地に足を運んで、要望あるいは現状を見た中で、今、緊急に手を入れなければならないというところは、やはり屋上の防水の関係、約2,000万円程度かかるのではないかとというふうに想定しています。そのほかに、はく離の関係とか、コンクリートの床の関係、配管の関係、細かいところ多々ありますけれども、現状では3,000万円以上はかかるのかなというふうな考えであります。

佐藤委員

ところで、この委託料が2,400万円となっていますけれども、その内容はどのような内容になっていますか。

(土木)管理課長

委託料の内訳で、主には人件費の部分で、そのほかにあと電気料、エレベーター関係の保守料、細々としたものを申し上げますと、運営するのにかなりあるのですが、それでトータルとして2,000万円ちょっとかかるという計算で出しています。

佐藤委員

そのうち人件費はどのぐらいかかっているとか、そういう細かい分析はしているのですか。

(土木)管理課長

人件費の額としては、約1,400万円程度を見込んでいます。内容についても、受託者から提出されてきたものについて精査して決めているというふうになっています。

佐藤委員

それで、駐車場のシステムとしては、自動化になっていますよね。入り口にこう置いてあって、それから両方とも出口、入り口、移動側とですね。あれ完全になっているのですか。会計はどうなのですか。

(土木)管理課長

時期は忘れましたが、自動化ということで、現在、運営しております。ただ、人件費の中では、正規の職員1名と臨時といいますか、そういう職員の2名で、3人で交代して駐車場を見ていただく、こういう流れです。

佐藤委員

実は市民からの話があるのですが、あのボックスの中に2名入っているのです。無人化になっていて、なおかつボックスの中に2名入っていて、ほとんど何もしていない。そんな必要があるのかという問題なのです。不思議ですねとみんな言うので、私も不思議だと思うのだけれども、ポスフルにしたって、どこにしたって無人化になって、だれもいないです。そうすれば人件費分なくなるのですけれども、駐車場会計で収入と合わせればマイナス1,000万円ですよ。人件費分を浮かせば本当はちょんちょんになるのではないのですか。そこになぜ人がいるのか。

(土木)管理課長

建物一つの維持・管理の中で、出入りの部分より料金計算の部分は機械の自動ということで運営していると思い

ますけれども、当然例えばトラブルなんかがあってすぐ対応できるということも含めて、常時1名はあの建物の中にいるというふうに考えています。そのほかに電気関係とか水道とか、あの建物としての一つの施設ですので、管理会社が駅前にあって離れているわけで、あの建物を維持・管理する中で無人というわけにはいかないということで、人件費の部分が計上されているというふうに考えています。

佐藤委員

私思うのですけれども、保守・点検は保守・点検の会社に任せるだとか、あるいは清掃は清掃のところに委託するだとか、あるいは防犯カメラをつけるだとか、そういう形にすれば、もっと人件費を削減できるのではないかと思うのです。料金の件も前言いましたけれども、あそこで1万6,000円は高いと。月決めなら1万円でもいいのではないですか。あるいは1時間料金は250円でも構わないと。あの辺に民間の駐車場があれば経営圧迫することになるけれども、何にもないですね。だから、その料金形態も考えて、人員配置を考えてやっていったら、私は商売になると思うのですけれども、そのところは、さっき言った三つの方式のほかに検討できる第4番目の方針なのですけれども、この辺はどう思いますか。

(土木)管理課長

稲穂駐車場の運営については、先ほど答弁させていただきましたように、何回といろいろな方法を検討していた中で、会社自体のこの管理・運営の経費を削減するような、そういう流れの中で、委託料の支払を削減できる部分があるかという精査もある程度したつもりですが、人件費の部分について、まだじゅうぶん精査していけるのかどうか。あるいはほかの部分でも、まだ節約といえますか、経費の削減ができるのか。これについても、特に料金につきましては、ほかの駅前周辺の駐車場も含めて、稲穂だけでなくほかの方も含めて、やはり高いというお話は前からございますので、市内にあとほかにあります駐車場も含めて、どの金額が適正かということのを来年度の中できちんとした形をある程度出したいというふうに、それは考えております。

佐藤委員

そういう中で、もう少し検討していただきたい。

市営住宅の管理委託について

次に、住宅の方に行きます。

今回から北海道住宅管理公社に管理委託するという事で2,900万円、この内容はどうなっていますか。

(建都)住宅課長

市営住宅の管理につきましては、現在の入居受付と、それから選考会まで住宅公社に委託しておりますけれども、16年度については委託を拡大していこうということでございます。今、委員おっしゃったように、来年度一応、今、2,900万円の予算計上をさせてもらっています。中身といたしましては、人件費が一番多いということで、それが約2,200万円ぐらいにはなるかなというふうに思います。これは新しい体制が10名体制になります。そのうちの6名分を市の方で負担する。そういうことで、その金額になっています。そのほかに管理をするために、例えばコピー代であるとか、それから封筒代だとか、それから入居者に対するいろいろな書類関係を送付する郵便代だとか、あるいは電話代だとか、そういったような管理経費がそのほかの部分ということで、今のところトータル2,900万円ということで予算計上させてもらっているところであります。

佐藤委員

人件費の2,200万円のうち6名分を、そうしたらこれで払うということですか。それでいいのですか。

(建都)住宅課長

いろいろとその職制に応じて金額は違うというふうに聞いております。これは北海道住宅管理公社の基準にのって算出した金額でございますので、市の基準とかそういうことではなくて、公社の方の基準にのって6名分、合算すればそのぐらいの金額ということで試算をしたものでございます。

佐藤委員

これは正職員ということになるのですか。それとも臨時職員だとか、嘱託だとかという形になってやるのですか、どうですか。

(建都)住宅課長

公社の職員ということですから、そういう意味では公社の正職員ということでございます。

佐藤委員

これは新しく募集するのですか。

(建都)住宅課長

市の方の6名分ということですが、具体的に申し上げますと、支所長というのが今回新しく市の管理を受け持つことで、今まで管理事務所であったところを支所にするということで、支所長という者が新しく置かれるということで、これは従来から市の退職者も行っておりますので、支所長は市の退職者というふうに、今、聞いております。そのほかに6名分の内訳でいいますと、今までも公社の方で雇用されていた人はいますので、それは市で負担していた部分ですが、その方は継続して雇用されると。そのほかに、今回、市営住宅の管理全般でかなりの部分を委託することになりますので、市営住宅の管理に精通したといいますが、そういった方もぜひ必要だと。例えば徴収であるとか修繕であるとか、日常的なお客さまと触れ合うというのですか、交渉する部分がございますので、行政経験にたけた者ということで2名ほど市の退職者をぜひ雇用したいということで、2名ほどの当市の退職者も雇用されるというふうには聞いております。そのほかに一般募集といいますが、そういったことで公社の方はハローワークを通じて1名雇用をしているというふうには聞いておりますし、さらに今、市の住宅の方に雇用されている嘱託員がおりますので、その方も引き続き今度は公社の方で雇用されるということで聞いておりますので、合計で6名、市の方で負担をすると、こういう流れになっています。そのほかの方は、今、道営住宅の方の管理をやっていますので、引き続き公社の方を担当している職員がそのまま引き継がれるということになります。

佐藤委員

支所長となれば、たぶん課長以上、次長以上のクラスが行くのでしょうか。これ3人小樽市の退職者を使うということは天下りではないですか。

(建都)住宅課長

天下りかどうかちょっとあれなのですけれども、今申し上げたように、新しい体制を築くというときに、道営住宅の1,160戸余りの住宅、それから市営住宅の管理戸数3,668ということで、全体の戸数というのは5,000近い数になります。そういったことの中では、しっかりと管理体制を築きたいというのが、北海道住宅管理公社の考え方でございます。そういった中で、しっかりと管理体制をとるためには、どういった人材が必要なのかといった観点から公社の方にあったのだらうというふうには思っておりますので、支所長については市の退職者も入れたいと、こういうことで聞いております。

さらに、先ほども申し上げたように、非常にたくさんの業務をこれから引き受けるということであれば、日常的な移行をスムーズに行うと。こういったことは、ぜひ我々としても必要であるというふうには考えておりますし、公社の方もスムーズな形で移行したい。市民の皆さんにご迷惑をかけることがなるべくないようにしたい。こういったことの中で、市の退職者も含めて雇用したいと、こういうことであるというふうには考えております。そういったことで、天下りということではなくて、あくまでも業務をスムーズに行いたいといった中で求められ、4月からの体制を組んだということで理解しております。

佐藤委員

これ60歳で定年でしょう。そして、3人行くのでしょうか。この方が3年か4年、5年たって65歳になってやめたとしたら、この後にまた3人、住宅行政に精通した人が行くわけですね。ずっと永遠に繰り返されることは天下り

と言わないのですか。

(建都)住宅課長

今申し上げたのは、当面16年度に移行するという中でのご話でございますので、それ以降の部分がどうなるのかということ、これはひとつ公社の考え方によるというふうに思っております。それがどういう考え方になるかというのは、公社の方としても、その部分について話し合ったことはございませんので、一応公社の定年は65歳だというふうに聞いておりますので、65歳になったときにどうなるのかといった部分については、今のところお話しできるような状況にはないのかなというふうに思います。

佐藤委員

新規雇用をするべきではないの、こういう厳しいときには、精通しているとか精通していないかと言うけれども、そんな話ではないと思うのですよ。配下に新しい天下り先つくろうなんていう話は、それは国と同じような発想で、少し違うのではないかと思うのです。もう少し考えるべきではないですか、これは。6名で中でハローワークで1名、あとは今まで来た人と、それからうちの方から3人出すと。たぶんもう名前は挙がっているのでしょうか。そういう体制をつくっていくことが、本当に市民のためになるかどうかということを考えなければだめですよ。ただ、1名ぐらい退職した人行っても、あと2名育てるだとか、そんな難しい話ではないですよ。そういうところを考えていかないと、どうもよくわからないのだ、そういう発想が。部長、どうですか。

建築都市部長

今、お話ありましたように、決して私ども行き先を確保するというようなことを前提に物事を考えているということは毛頭ございません。今回、委託するに当たっては、市民との関係、それから効率的な業務の推進ということでの観点で、委託というものを考えたところでございます。ただ、私どもも、できるだけ天下りというようなことでとらえられるようなことというのは、やはり注意すべきだろうというようなことの現状認識がございますし、私どももそう思うところでございます。公社の方にも、そういうようなことで、できるだけハローワーク等なり、ほかでということの話もしてございます。ただ、公社側の方の考えとして、やはり今まで一千何百戸という戸数の道営住宅を扱っていたのに比べ、三千数百戸という部分の市営住宅の管理戸数を扱うことになるということでは、相当の業務の拡大というような受止め方をして、それについてのいろいろな業務を推進するに当たっての公社側の方の確実な推進ということを考える中で、そういう徴収関係ですとか、そういうことにたけた人というようなことで何とかぜひというようなことのお話がありまして、今言ったような中身になりましたけれども、今回これが採用されたからといって、その次にということ仮定したものではありませんので、私どもの方も決して公社の方には、そういうようなことのやりとりの話をしてございませぬし、移行期ということでの採用ということで、心配されているそういう公社の対応だと思っておりますので、これが先ずっと固定するというような考えは、私どもも持ってございませぬ。やはりじゅうぶんスムーズに移行するというをまず第一に考えた結果の公社の方の考え方だろうと思っております。

佐藤委員

考えなくても体制はそういう体制なのですよ。そのこのところを気をつけていかななくてはいけないし、このままいったら、やはり継続的になりますよ。そこは新しい人をどう育てていくか、これは工夫していただきたい。指摘しておきます。

それと、これによって職員給与費が4億円落ちるのですね。そういうことですね。職員給与費が今回は1億650万円計上されていますから、4億円落ちるという考え方でいいのですか。

(建都)住宅課長

4億円落ちるというのはちょっとわからないのですけれども。

佐藤委員

一般会計です。

(建都)住宅課長

公社委託というよりも、組織が建設部に新しくなるということで、その中でいわゆる従来の住宅課が建設住宅課になると。そういう中で、今まで住宅を担当していた部分が住宅課庶務係・計画係・管理係としてあった部分が住宅係として一本化されると。そういった中で、人員の方も減るわけですから、人件費の方も減るということで、組織の再編といえますか、建築都市部と土木部の統合の中での話でございます。

佐藤委員

私は、賛成で提案したのだから。だから、それは構わないので、今度そうしたら、課でなくて係になってくるといいう考え方でいいのですか。

(建都)住宅課長

今まで公営住宅を担当していた住宅課ですけれども、それを建築課と一緒にになって建築住宅課にします。さきに申し上げたように、係体制、従来3係あったのを1係に統合するというところでございます。

佐藤委員

その係は、仕事の内容は、何を主体にしてやるのですか。

(建都)住宅課長

住宅係だけ申し上げますと、従来、庶務係、計画係、管理係あったものを全部統合すると、こういう考え方でございます。従来、住宅課の庶務係というのは、部の庶務もやっておりましたけれども、その庶務の部分については建設部の庶務課ができますので、そちらの方に移行する。つまり住宅係は、市営住宅の関係の今までの計画、管理の部分統合する。それから、庶務係で持っていました住宅事業特別会計を持つということで、住宅係は、そういう意味では市営住宅の管理、計画、それから住宅特会、この三つを担当する、こういう係でございます。

佐藤委員

サービスの低下につながらないように、しっかりとお願いしたい。これは、これで終わります。

サンピル国際ホテル跡について

あと、今までのサンピルの経緯を教えてください。

建築都市部次長

経緯ということでございますけれども、最近のみを言います。いわゆる平成14年の5月に国際ホテルが閉鎖したという、その後の経緯なのですけれども、その後、市関係部で検討会議というものを設けて、今まで11回ほど会議を開いてございます。その中で、あの建物をそのまま使えるのかどうか。それから、跡利用をする場合、どの職種が合うのかというような議論、それから前にもちょっと話しましたが、設備関係で相当改修費がかかるだろうということで、そういった費用の検討、そういったものをずっとやってまいりました。どんな職種がそのまま使えるのかということで、経営コンサルタントの方に商業診断をしていただいたということでございます。これまでに整理回収機構が札幌地裁小樽支部に競売の申立てをいたしました。その競売が2回行われて応札者がいなかったと、概略申し上げますと、そのようなことでございます。

佐藤委員

2回の競売が不調に終わったと。3,000万円台の最低価格ですね。それで、3回目は、いつ予定されていますか。

建築都市部次長

今、競売を申し立てているのは、整理回収機構とそれから共益費の関係で、小樽駅前ビルという会社が二つの重複の申立てをしています。それによって競売も行われているのですけれども、まだ申立てをしている駅前ビルの方に入札通知が来てございませんので、私どもは3回目があるかどうかというのは、まだ承知しておりません。

佐藤委員

この次の競売の価格は、私も知りませんが、1,000万円台になるのではないかとということで、そういう情報はありますか。

建築都市部次長

情報としては聞いていますけれども、1回目から2回目になったときに半分になっていますから、今回、2回目が3,200万円ほどですから、半分になるとすれば1,600万円ぐらいになるのですけれども、これは裁判所が委託している不動産鑑定士の方が裁判所の方に評価の結果を出すのだと思います。そんなようなことからいっても、共益費がどんどん増えていますから、それからいくと半分以下にはなるのかなという予想はありますけれども、まだ最低価格は先ほど言った入札通知書が来てございませんので、正確な価格はわかりません。

佐藤委員

1,000万円台になると、非常にいろんな問題が出るよね。ポケットマネーで買える人もいるかもしれないから。どんな人が買うかによっては、地権者の問題も出てくるし、共益費の問題も出てくるし、いろいろなことが出てくるので、3回目の入札のときには、1,000万円台がもし出るようになったらどうしますか。どう対処しますか。

建築都市部次長

一番私どもも、2回目のときから心配していたのは、競売の最低価格が落ちていきますね。今、委員おっしゃられたように、いわばよからぬ方といいますか、そういう者が競売に参加して権利を持たれてしまったらと、そういうところが一番心配しております。3回目ももちろん金額が下がるわけですから心配しているのですけれども、そうかといって競売は告示をされてやるものですから、防ぐ方法、それはなかなか見当たらないのですけれども、どんな方法をとるかも含めて、3回目の競売に向けて検討していかなければならないと思っております。

佐藤委員

小樽市がそういう買主を探すという方向性というのはあるのですか。

建築都市部次長

今までもどこか民間のところを買っていただけたところはないかということで、何か所か当たっています。やはり利用するときに改修費がどっとかかる、それから建物も古くなっていますし、構造が中が吹き抜けになっているというようなことで、非常に使いがってが悪いということ、さらには共益費が1億4,000万円ほどついているということで、なかなか民間で買うというのですか、そんな意思表示をする人が見つからなかったというような経過がございます。

佐藤委員

おまけの1億4,000万円、これがやはりかなり重たいですよ。これはビル管理の方ですね。あとは水道料が主なのかな。政策的にこういう共益費のようなものを、割引をするだとか、半減するだとか、そういうことは考えたことはありますか。

水道局長

共益費の中身にはいろいろあるので、水道料金だけではありませんけれども、私どもの立場から申し上げますと、あくまでも債権・債務の関係からいきますと、国際ホテルでなくて、小樽駅前ビル株式会社ということでございます。そういうところからいきますと、一つには、建物の区分所有等に関する法律第7条ですが、それからいきますと、いわゆるこの共益費については、先取特権ということで、今の競売ですけれども、任意売却の場合もそうですけれども、いわゆる購入した方、競売した方がこれを払うというのが、先取特権ということで法律的に認められている次第です。もう一つは、債務者である駅前ビル株式会社の社長名で、今私が申し上げました観点に立って、いわゆる任意売却、今の場合は競売ですね。競売になった場合については、駅前ビル株式会社としては責任を持って

これを負担するという誓約書に掲げております。そういうところからいきますと、今、委員ご指摘の、まけたりとか、そういう観点には水道料金に関して申し上げればできません。できるとすれば、いわゆる時効を待って不納欠損にするか、やるとすればですよ。あるいは議会にかけていただいて、債権放棄をするか、そういったことしかありませんので、今、たまたま収益の状況において毎月支払をいただいておりますので、引き続きそういった観点では支払をいただくようにしています。

佐藤委員

まあ不納欠損ではいけないですね。買う人にとっては1億4,000万円ついているから、1,000万円を買ったって1億5,000万円かかるという形でしょうね。あのビルそのものが、もう耐用価値がなくなってきているのではないかなと思います。買った人は、あれに手を入れるだけでもかなり、もしそのままホテルにするとしたら、どのくらいかかりますか。試算したことはありますか。

建築都市部次長

例えば給排設備だけでも1億5,000万円以上かかるのです。それから、空調設備で1億円くらいかかるかなと。それから、もちろん内装、それから特に外壁の部分、外装ですね。相当傷んでいるので、それもそれぞれ1億円くらいずつかかるかなと。そうすると、五、六億円はかかると。そのほかに例えば、先ほど申し上げなかったのですけれども、あの財産を取得しますと、まず登記をしなければならぬ。登記料にどのくらいかかるかというのと、これもだいたい1,000万円くらいかかるかなと。それから、登記しますと、不動産取得税が同様にかかってきます。それも3,000万円くらいかかるのかなと思います。それがかかるということと、さらに固定資産税ももちろんかかりますし、それから、あそこはだいぶ古い建物ですから、地震に対する耐震対応になっていないのです。築後28年ですから、いずれ耐震改修も必要なのです。これもやはり億以上、もっとかかると思うのです。そんなような状況になっています。

佐藤委員

話聞いていたら、ぼろぼろのぼんこつのビルみたいな感じがするけれども、そういうことになれば、例えばあそこを含めて一角、何か整備事業をするだとか、残っていますから、そういう手法が考えられるのではないかと思うのですけれども、庁内ではどんなことを検討していますか。

建築都市部次長

今回、代表質問がございまして、市長が答弁していますけれども、あのあたり、小樽駅前の1等地ですから、ほうっておけないだろうという考え方はございます。今、事業手法、それから事業の内容等も、例えばどの程度の建物を買ったら、どのくらいの補修費がかかって、どのくらいの工事費がかかるのかとか、そういった検討は内部でやっていますけれども、まだまだ詰まった状況になってございませぬので、事業手法として、今、当然相当な総体事業費になりますから、国の補助事業を導入することが一番ベターだろうと考えていまして、これも実は二つの事業でございます。第一種市街地再開発事業というのと、優良建築物等整備事業、これはどう違うのかというのと、優良建築物等の方は、完全に民間の方が、いわば建て直すというやり方です。それから、第一種市街地の方は、あそここの建物は前に駅前再開発ビルの第一種市街地再開発事業をやっていますから、今の建物が建っている敷地だけでは、たぶん国の採択にならないだろうと私も考えていまして、多少区域を広げた形で鋭意進めざるをえないかなという考えでいます。

ですから、これどちらでいくか、いわば建て直すための民間の体制ができて、そこがやるかと。それとも、同じように、民間の再開発会社なのですけれども、法定の第一種市街地再開発事業でやるか。第一種市街地再開発事業でやれば、都市計画が変更になりますから、現実的に時間がかかるという問題でございませぬので、そこら辺もこれから検討していかなければならないという考えです。

佐藤委員

どちらとも言えませんけれども、いつまでもほったらかしておくわけにはいけないので、今後とも検討をお願いします。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

歴史的建造物について

建築都市部にお伺いします。

一つは、歴史的建造物についてなのですが、歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費貸付金と同助成金、こう非常に長いのがありますが、したがって以後は貸付金と助成金というふう呼びたいと思いますけれども、貸付金は平成15年度4,000万円、16年度4,000万円、同額です。しかし、この助成金の方は、15年度1,200万円、16年度1,000万円、こうなっておりますが、まずこの200万円減っていることは、10分の8から10分の6に減った、このために200万円が減ったというふうに理解していいのですか。

(建都)都市環境デザイン課長

当初予算で15年度1,200万円、平成16年度1,000万円という減額ですが、利用者の減少もございまして、当然現行制度を80パーセントから60パーセントにするということで、算術的にいっても20パーセント減になりますので、基本的には、そういった比率を見て引き下げ、減額になったと考えてよろしいかと思っております。

武井委員

それで、この助成金は200万円減額と、今、ご答弁がございましたが、一方、この貸付金については4,000万円と非常に多くの予算があるわけですが、これについて借りやすい方法を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。例えば、現在、利子は2パーセントですけれども、この利率なんかを下げるとかというような考え方はありませんか。

(建都)都市環境デザイン課長

平成15年までは固定で6パーセントの利率だったと伺ってございましたが、平成16年度につきましては、助成金の削減といいますが、逡減率を大きくするというので、それに補完するものとしたしまして、現在、1.5から1.6パーセントの利率ということをご想定して考えております。

武井委員

今、ご答弁ありました、利率が下がる考え方を持っているようですが、これ1.5が正しいのですか、1.6ですか、いつごろわかりますか。

(建都)都市環境デザイン課長

現在、プライムレートとかその辺を参考にしながら銀行と調整しているところですので、もう少し時間が要るかと思っております。

武井委員

それで、この貸付金4,000万円と、これは先ほど言いました、平成15年度、16年度は変わりありませんが、利用者がどの程度申し込んでくるかという見込みといいますが、これは15年度の実績から見てどうお考えになっておりますか。

(建都)都市環境デザイン課長

実は、平成15年度につきましては、融資のあっせん制度の該当者はいません。ただ、これは平成5年度から持っている事業でございまして、過去の融資の分について預託金というものが、今、そういったもので預託する財源と

なっております。また、平成16年度の予定といたしましては、1件1,000万円程度を想定してございます。

武井委員

助成金の限度額が800万円だと思いましたが、それに変わりありませんか。

(建都)都市環境デザイン課長

助成金につきましては、木造と非木造がございまして、木造につきましては現行制度1,000万円の60パーセントということで600万円でございますが、非木造につきましては2,000万円ということでございますので、その6掛けで1,200万円が限度額となります。

武井委員

私、今、木造を中心にこれからお尋ねしていくわけなので、そういう立場でご答弁していただきたいと思います。この助成金と貸付金、両方600万円程度では、これはとてもではないが最高限度額でも間に合わない。仕方ないから両方利用したいという人が出てきた場合は、これは利用できるのですか。それで、できたら、どのような何か制限があるかないか。無制限で貸すことができるのか。その中身も教えてください。

(建都)都市環境デザイン課長

当然、助成制度を補うための融資制度でございますので、両方借りることができます。また、その両方を使う際には、融資制度についての条件といたしましては、対象工事から助成金を引いた額の80パーセントについて融資をするということになっております。また、限度額につきましては、指定歴史的建造物、登録歴史的建造物、さらに建築物、工作物、いろいろございまして、限度額3,000万円から300万円と、そういったいろいろな区分がございます。

武井委員

私は、これなぜこういう一連の質問したかというのは、市長は、まちづくりの基本方針は新旧調和のとれたまちづくりをしたいと、いつもこういう方針を示していますし、市長の施政方針の中にもそういう言葉が見えます。それが、この新旧調和のとれたまちづくりをこれからもしていきたいと。しかし、このまちづくりは、現在は功を成して小樽のシンボルみたいになって、観光客が入ってきている。しかし、この歴史的建造物、私は先ほど特に木造と言いましたが、これから1年1年たつたびごとに木造は傷んでいくわけです。傷んでいけば傷んでいくほど、今度は後から修理費用が増えていきます。こういう歴史的建造物というのは、そういうものなのです。ですから、小樽のシンボルである歴史的建造物、観光の目玉であるこういうものが、どんどん傷んでいって、修復もできなくなったら、もうどうしようもないわけですよ。これが皆さんの考え方では、だいたい十七、八年ごろになったら、あるいは19年ごろになったら、財政の立て直しが少しは明るい方向が見えてくるのではないかと、こんなようなことなども耳に聞こえてきています。したがって、私は、現在は、この赤字財政に落ちるのを、財政再建団体に落ちるのを何としてもせきとめなければならない。だから、現在、これが10分の6になったことについては、それは私は今わかったとしても、これだけの大事な歴建を、何としても小樽市の財産として、宝物としていくべきだと思うのです。したがって、それには、今後、財政の立て直しの時点で、この今の10分の6を10分の8に、さらには10分の10に増やして、それだけの年月の中でだんだん傷みがひどくなるこの歴建を建て直しをするような便宜を図ってやるべきだと思いますが、部長、いかがですか。

建築都市部長

おっしゃるように、歴史的景観だけではなくて、公園も含めて景観行政というのが、やはり小樽らしさというものをつくるということ、それから、できれば戦略の一つとして大事にしなければというふうに思っています。ただ、いろいろ厳しい状況の中で、現在、今までの助成の内容を維持できなくなったという厳しい状況がございまして、今、財政が好転したときということのお話でございました。それが18年になるのか19年になるのかということでございますけれども、今、私ども全庁的に進めています健全化の計画がございまして、それをさらに国の方の状況なり、

またかなり厳しい状況もございますので、それがどの時点で、どのような内容で、どの程度好転するかというのは、今、私どもなかなかつかみきれないことではございますけれども、やはり担当の所管としましては、この歴史的な建物をはじめとする景観行政なり、それに対する支援というものについては、今後も大事な部分として進めていきたいと思っておりますので、そういった財政好転というときになりましたら、財政部とじゅうぶん協議をして、また、全庁的な議論の中でも、今、武井委員がおっしゃったような、そのときの状況が、それぞれの歴建、それぞれの状況がどうなっているかということもございましょうから、そういうことも含めて、できるだけ対応したいと思っておりますので、基本的には私ども考え方を説明し、協議をし、できるだけ取組ができるようにということと考えていきたいと思っております。

武井委員

私、さて、この今の部長の答弁は、どちらの方のどういう答弁と理解していいかと思っ、非常に目を閉じて考えていたのですけれども、部長はそういう方向で、私が言った方向でもって取組をしていくよと、こういうふうに言ったなというふうに理解をして、次の問題に入っていきますが、部長、いいですか。

建築都市部長

私どもも、できるだけいい形で好転いたすことができるというふうに期待しておりますし、そういうときには、できるだけ財源の取組を進めていきたいというふうに思っております。私ども自身も期待をしておりますし、そういう方向で進めたいと思っております。

武井委員

期待をします。どうしても、部長、だめだと言うのだったら、総括質疑のときに市長にまた聞きます。いずれにしても、明るい方向で進んでください。私たちも忍びがたきを忍んで頑張ります。

次、土木部。これは先ほどの斉藤(陽)委員と、私が質問通告してある中で二つダブってしまったのです。したがって、これは除雪費の関係、それから河川整備事業費の関係ですが、変わった角度からお尋ねしますので、もしわかっていたら教えてください。

除雪費について

一つは、この除雪費の関係なのですけれども、平成15年度は6,880万円しか盛っていないのです。そして、16年度は9億6,080万円。この差は、これは当初予算のときにも私は言ったのですが、15年度の第2回定例会で約9億円近く補正をしているわけですが、この今、私が言ったようなことが一つ。

それから、ロードヒーティングの問題ですけれども、平成15年度は今も言いましたように、当初予算は3,676万5,000円、平成16年度は2億2,293万8,000円。これも、補正をした後にそれだけまた修正したのだらうと思いますが、両者の補正後の総予算、どういうふうになっているか。今、私の手元の資料にないので教えてください。

(土木)土木事業所長

昨年は、第1回定例会につきましては骨格予算ということで、全額の予算を計上しておりません。選挙があり、4月、5月、6月までですか、その間に出てきます除雪費、それにつきましては、まずロードヒーティングにつきましては、今年3月中までしか、通常は行わないのですけれども、検針日が3月31日を越えて行われる、メーターの読みが3月31日を過ぎて4月以降に検針されるものについては、前年度の予算ではお支払いできないということで、前年度の3月中については4月に支払っていくということで、そういうものとか、あと春の雪割り作業、雪捨場、雪たい積場、陸上でのたい積場におきまして事業を決められているものについては、雪割りをして早く戻してあげるといふ、そういうこと等を計上させてもらっています。

武井委員

ロードヒーティングや除排雪の関係の6,880万円の結果、骨格予算のトータルでの内訳、補正後のもの。もしわかったら後で教えてください。

時間の関係で次へ移ります。

河川整備事業費について

次は、河川整備事業費、色内川ほか7河川ということで8,000万円、予算を盛ってありますが、この中に於古発川の整備は入っておりますか、お答えください。

(土木)建設課長

工事は入っておりませんが、将来的にやはりやっていかなければならないだろうと思ひまして、今年、この於古発川の調査を行う予定になっております。

武井委員

私は、この於古発川については、もう前から言っているのですが、今のこの3面張り、これをぜひとも2面張りにするか、全部取っ払ってしまうか、こういうふうに関心からお願いをしてきました。そのためには金がかかるから、道の2級河川にして道からお金を引っ張り出そうかというあなた方の考え方があるようなのですけれども、この見直しはあるのですか、いかがですか。

(土木)建設課長

はっきり申しまして、現状ではたいへん難しいです。なぜかと申しますと、国道から下は、ボックスで開きょが一部あります。私どもの方としては、その700メートルを2級河川にできないかということで前から話しておりましたけれども、道としては、やはり3.3キロの上流まででなければ2級河川としてはなかなか採択にはならないだろうということで、その国道から上の方にもいろいろと支障物件等がございます。それも今すぐできる問題でもないし、なかなか難しい状況が先にありますので、今のこの於古発川の2級河川という話は、たしか14年にもその話が出たと思ひますがけれども、現状では2級河川としての工事はたいへん難しいと、こういうことだけは、今、発表できるということであります。

武井委員

それでは、調査を含めてやりたいと言ったのは、これは絵にかいたもちだということなのではないでしょうか。それとも、可能性がある、今の状況でないのですね。

(土木)建設課長

国道から下の、開きょ部分はどのような状況になっているかというのは目視できます。しかし、暗きょ部分というのは、中に入らなければわかりません。そういう状況で、あのボックスもかなり年月もたっております。たぶん老朽化してきているというふうに思ひますので、平成9年に1回中に入りまして、どのぐらい傷んでいる箇所があるかという調査をしましたけれども、それ以降はやっておりません。それで、今年、調査費をつけまして、どういう状況、また、それを見てどういふに直していったらいいかというのも、今回、調査費として上げておりますので、於古発川も将来的には直していかなければならないという形で思っております。

武井委員

私が平成14年からずっと言い続けてきた理由は、サケがかわいそうなのですよ、帰ってきたサケが。卵を産む場所がないのですね。於古発川へ上がっていったのはいいけれども、あのかたいコンクリートに体をぶつけて死んでいっています。こういうことで、非常にかわいそうなのです。ですから、一時でも早く私はこの3.3キロ、こんなところまで、サケは産卵場所を求めてはいません。ですから、ぜひともこの700メートルだけでもできないのかというのが私の願ひなので、それらに向けて、あとはゆっくりこの3.3キロを2級河川にしてくれればいいと思ひているのですが、サケは、これもまた今は観光の資源になっているわけです。ですから、そういうことも含めて、お考えを改めていただきたいと思ひますが、いかがですか。

(土木)建設課長

今のサケも含めてということなのですけれども、調査して、於古発川としまして、道の2級河川にできなくても、市の方では将来的にはやっていかなければならないと思います。ボックス部分ですから見えませんから、陥没なんてしたら危ないですから、そういう面も含めまして、あと下の方に沈殿槽がございます。これも少し問題がありますので、これも全部ひっくるめてどういうふうにするかということも考えなければなりませんと思いますので、現状では、なかなかここでいい返事は言えませんが、将来的には考えていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

武井委員

あなた方も、小樽を愛するのだったら愛するほど、これは考えなければならぬ問題で、沈砂池なんて、観光客が今どんどん見に来ているときに、あの沈砂池を見せたら、これはもう二度と小樽なんか来たくないと思うのではないかと思うのです。布団から何から流れてくるような、ああいうような沈砂池が観光客の目にとまったら大変だと思います。ですから、この3.3キロを2級河川になるまでというのではなくて、今、課長おっしゃったように、せめてその700メートルだけでもいいから。私は、そうではなくて市営駐車場のところあたりまででもいいと思っています。ですから、あそこまで、少なくとも過去においては親水性を持った於古発川にするという方針さえ建設常任委員会で提起したこともあるのですから、そういう意味では、ぜひとも待つのではなくて、ひとつ一踏ん張りして、徐々に改修していこうと、こういう気持ちになってほしいことだけを、これは申し述べておきます。

ついでに勝納川の問題なのですけれども、これは道の管理ですけれども、落差工が12か所あるわけですが、これもサケが帰ってきて、なかなか産卵場所までたどり着けないと。こういうので、一番最初のところであっぴあっぴしていたのですが、おかげさまで落差工に魚道ができた。これは私評価するのですけれども、この12か所のうちのどこまで進んだのが一つ。それから、今後どこまで進めるのか、これが二つ目。ご答弁ください。

(土木)用地課長

勝納川の再生事業の魚道の件、落差工の関係であります。今、委員ご指摘のとおり、下流から上流まで12か所2メートルの落差工がございます。それで、この事業につきまして、今現在、3か所の落差工の整備が終わっております。横には、30センチの多段式落差工になってございまして、そこに魚が上がってこられるという状況をつくっております。今後の整備計画でございまして、12か所目という落差工は、今、奥沢ダムのおすぐ直下のところにあるのですが、それまでではなくて、その下の11か所目までを多段式の落差工にして、魚がそ上できるという状況をつくりたいということで、小樽土木現業所の方で計画しているということでございます。

武井委員

11か所目までやってくれば、これは文句ないのですが、私は旧ごみ焼却場の前、あの辺が一番サケや何か産卵できた場所であり、それ以上は、これは専門家の言葉を聞くと、サケの腹の中に卵が我慢していられないらしいです。もう途中でおなかがパンクしてしまうらしいです。だから、そういう一番上までは私たちも希望していませんが、ぜひとも、もし11か所目のところまでするのであれば、最終的なところあたりに砂利を敷いて産卵ができるような場所を、ただ魚道だけつくったって産卵できる場所がなければ何にもなりませんので、それらのことなども考えてください。今、自然に生まれたサケ、我々が放したのだけではなくて、自然のサケも帰ってきている模様でございますので、ぜひともそういう場をつくっていただきたい、こういうふうに思います。これは何かあったら答弁してください。

(土木)用地課長

実は、この川は4.5キロほどございまして、今、奥沢中央橋から下流側につきましては、都市型の散策路ゾーンという形で、護岸なりその下の仮ブロックなりをして整備してきているのですが、それから上流側につきましては、自然を残した形、自然散策ゾーンというような形の中で河川を整備していきたいということで土木現業所が考えて

ございまして、今、委員ご指摘の魚が休む場所だとか、産卵する場所だとか、そういったものは、現河川の中でつくってきたいということも計画の中に入っているようでございますので、そういった部分も、また市の方で道の方にも要望等も含めて協議していききたいと思っております。

武井委員

私道整備助成金について

次は、私道整備助成金の400万円についてなのですが、平成15年度、16年度とも同じ金額です。16年度も同じ金額にしたということは、15年度の実績をわかっていた上での予算措置かなと、こう私は理解したのですが、15年度の実績をお示してください。

(土木)管理課長

15年度の実績につきましては5件で、助成額141万500円となっております。

武井委員

141万500円ですか。5件でこうだということだから、実績から見ても400万円あればいいと、こういうことなのだろうと思いますが、この交通安全施設整備費の中で、140万円だけカーブミラー整備工事費というのが盛られております。これは私道のカーブミラーにも3分の1の助成金を出そうという考え方なのでしょうか。

(土木)管理課長

この私道整備助成の内容につきましては、舗装新設、側溝新設、そのほかに交通安全施設新設ということで、カーブミラーあるいはガードレール、ガードパイプ、ガードロープとか、その範囲が交通安全施設ということで、この部分の整備をした場合についても助成の対象にするという考えでございます。

武井委員

この3分の1の最高限度額はどういうふうに考えていますか。

(土木)管理課長

1件につきの最高限度額については特に定めておりません。

武井委員

いずれにしても、このカーブミラーの要望というのは非常に多いのだけれども、立てる場所がない。欲しいのだけれども、私道ですから、けっきょく個人の土地にかかわってくると。したがって、立てる場所がないという、こういう悩み。欲しいのだけれども、立てる場所がない。では、うちの土地いいよと言ってくれないと。今年度もいろいろ悩んで電信柱につけてきたという話も伺っておりますが、そういうふうに、なかなか欲しいと言いながら自分の土地を提供してくれない、こういうことで非常にお困りで、皆さんもやりにくいと思います。特に小樽は山坂が多いのですから、下から行って勢いつけていくと、停留所のところで事故が起きると。こういう切実な問題なのだけれども、土地を提供してくれない。こういうことで、非常に皆さんもお困りだと思いますが、そういうような場合には何か対策があるのでしょうか。いかがでしょうか。地主と折り合いがつかなかった、しかし陳情は出てくる。こういうことには、どういうふうなことを考えていらっしゃるでしょうか。

(土木)土木事業所長

基本的には、施設自体は設置者のものであっても、設置する場所は土地がございませぬ。その場の用地に承諾を得るといのが大変でございます。他人のところを置くというわけにはいきませぬので、その許可がもらえなければ当然設置はできないものというふうに考えています。それで、我々も私道の部分で設置要望を受けたときに、当然要望者に対しては、要望としては受けますけれども、それが設置できるかどうかについては、現場で状況を見て設置場所があるかどうか、それを確認して相手に了解を得てやらせてもらっています。

武井委員

たいへんご苦労をなさると思いますが、何とか市民の希望をかなえてやってほしいということを申し上げて終わ

ります。

臨時市道整備事業費について

最後に、臨時市道整備事業費、これは6億8,000万円、平成16年度は盛っているのですが、この中にあるかないかは別として、梅ヶ枝山手線の側溝についてお尋ねします。もちろんこの6億8,000万円の中には含まれていないとは思いますが、そういうふうに理解してよろしいか、それが一つ。

二つ目は、その中の側溝改良工事費、これが3億9,400万円盛ってあります。梅ヶ枝山手線の道路を少しでも広くして使えるよう、私は側溝にふたをかけてほしいと、そういうふうにして道路を消防車でも何でも有効に使えるような方法をとってほしいと、こういうふうに代表質問でもお伺いしたわけですが、この見通しについてお答えください。

(土木)土木事業所長

梅ヶ枝山手線の側溝のふたの件については、本会議におきましても、市長から答弁がございましたけれども、実際ふたをするという事業手法なのですけれども、今、臨時市道のお話ございましたけれども、側溝にふたをする手法としては、同じ土木費の中に道路橋りょう維持費というものがありまして、その中にも側溝補修工事というものがあります。16年度で5,000万円ほど計上させてもらっていますので、その中で既存の側溝にふたをするという手法もとれるのではないかと考えております。新たに臨時市道ということであれば、既存の施設ということではなくて新たに側溝を布設替えるという手法になると思いますけれども、いろいろと土木事業所の方で検討している中には、経費面も含めた形で既存の側溝を利用して、それにふたをかける方法をとれないのかということで検討しております。それについては、側溝なものですから雨水をのみ込むという目的がございますものですから、どこでもここでもかけるということにはなりません。道路の水を捨てるような状況でふたをかけたいということで考えておりますので、まず雪解け後、現地をもう少しさらに見て、そのような形でやっていきたいということで、検討したいということで、今、進めております。

武井委員

私は、この臨時市道整備費から取らなくても、橋りょう維持費の中からでも、どこからでもけっこうなのです。とにかく小型のジープ型の消防車が上げられないようでは、せっかく買っていた消防車が有効に使えないわけです。したがって、何とかこれが使えるようにしてほしいというのが一つ。

それから、今日はごみの問題は関係ありませんが、この中にはごみを下まで持っておられるのに非常に困っていると。滑って転んでけがをしていると、こういう具体的な例も出ているわけなので、そういう意味では、あの道路を広げて、除雪、これは部長からは1級にするかということも含めて検討しなければならないだろうという答弁もいただいているわけですが、いずれにしても、そういうような除雪なども含めてきちんとすれば、消防車も、あるいはごみを捨てる人たちがけがをしなくても済むと思うので、ぜひとも除雪を含めた対策、それから道路の拡幅の対策を含めてご答弁ください。

土木部長

今、武井委員から梅ヶ枝山手線の整備のお話ございました。委員とは相当長い間話をしてきました。私どもは、梅ヶ枝山手線についての整備というのを、本当に本格的にやるというのは、なかなか難しいと、今までも答弁させていただいております。今回、お話のありました側溝の対策ですが、今、所長の方から話させていただいたように、臨時市道とか、それからそういった維持費の中でもということで、指定はされない中で、私どもはできる限りはしていきたいなど。ただ、先ほど話しましたように、やはり全線ふたをつけるということにはならないものですから、まず融雪後、どこが一番効率がいいというか、そういう場所を現地を見せていただいて、ふたをつくるようなことを検討していきたいなど、そんなふうに思っております。

武井委員

部長からのそういう答弁をいただいたので、私は質問をこれで終わりますが、いずれにしても、これは事件なのです。あなた方が、理事者側あるいは当時の土木の幹部の方が、あの土地を市民に売るときに約束したことなのです。それから40年以上たっても、まだそのままほったらかしてある。そして、市民がけがをしていると。こういう実態は、やはり私は見逃してはならないと思う。あるいは、この市道の基本にかかわると。行きどまりの場合は回転箇所がなければだめだとか、パーセンテージは15パーセント以下でなければだめだとか、いろいろ道路は何メートルの幅でなければだめだとか、制約があるわけでしょう。それにも従わないで、行き当たりばったり行ったら、市長だって答弁の中に、当初はそういうふうに答えたと、梅ヶ枝線につなぐということをやりました、説明しましたと、こう言いながら、それから今までほったらかしてあるのですから。したがって、私は、先ほど委員の皆さんもお笑いになったけれども、これはやはり市と市民との信頼関係だと思うのです。困ったときには市民に協力してくれ協力してくれと言ったって、これは市民はそっぽを向きます。ですから、市民と約束したことは、しかも同じ資料まで渡して約束していることは、きちんと守ってもらわないと困る。こういう立場から、私は、しつこいかもしれませんが、ずっと言い続けてきた経緯があります。ぜひともそういう方向で、部長が答弁した方向でやっていただくことをお願いして終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

上野委員

私も端的に質問しますので、そちらも誠意あるお答えをいただきたくお願いします。3点ほど質問いたします。

浅草橋周辺について

浅草橋周辺、たいへん観光の小樽の中心地でございます、一つの観光スポットで、小樽へ来て小樽のことを楽しんでいる傾向が見られますけれども、道路は6車線で、私もあそこを走りますけれども、つい40キロのところは55キロ、下手したら60キロで、ぎょっとするときがけっこうあるのですけれども、あそこは観光の拠点であるけれども、たいへん危ない場所であると。事実、あそこで事故がたくさん起きています。市民の方からも、私も聞いてますけれども、1日に何回かはブレーキをぐっと踏むということがあつたというふうに、そういうことも伺っております。衝突事故もあつたということも聞きますし、小さな事故があるということも聞いております。

お尋ねしたいのですが、現在の臨港線の1日の交通量はどのようなふうになっているか。

(建都)都市計画課長

臨港線、主要道道小樽港線の交通量についてのお尋ねでございますけれども、平成11年の全国交通情勢調査、交通センサスの値でございますが、小樽港線につきましては、1日当たり平日で3万7,311台という数字がございます。これは信香町の方でございます、それともう一つ堺町の方では2万9,331台、おおむね3万台から3万7,000台の交通量だというふうに把握してございます。

上野委員

建設当初あそこは1日5万台を想定して6車線をつくつたというふうに、私も昔あの運河埋立の推進派だったので、そのとき記憶ではたしか1日5万台で、それで6車線が必要だということで道路をつくつたのですけれども、現在、その当時と変わったのは、一つは国道5号が4車線になつたということ。それから、17年度から毛無峠を越えて赤井川村の明治から倶知安町に入る道路が開通するというふうに聞いておりますし、かなり交通事情、物流の幹線もその当時とは変わつていふ。今言つたように、その当時は5万台ですけれども、11年でもう3万台ぐらいになっている。交通量が2万台も落ち込んでいる。これはいろいろ事情はありますけれども、観光客は増えているけれども、交通量は落ちている。

私は、一つ提案したいのですけれども、北運河の方の開発が遅れている。いろいろな面ではよくなっているのですけれども、まだまだあの辺は観光の拠点から遅れている。やはりそういうのを考えた場合、あそこは道道ですから、小樽市でかってに使えるか使えないかは私はわかりませんが、例えば札幌で大通にパーキングエリアというのがあつた。あの大通でさえパーキングエリアをずっと置いてお金をいただいているのですよ。あれは無料ではないですから。札幌は道路にたくさんのパーキングエリアがあつたのです。交通量がもう減ることははっきりしていますので、思いきって6車線を4車線にして、おのおの1車線を例えばパーキングエリアとか、歩行者が自由に歩けるところとか、自転車とか人力車の問題も出ていましたけれども、そういうエリアにしていけば、いろいろな面でメリットがあるのではないかと思います。このことにつきまして、今日やりますなんて言えませんが、将来どういうふうを考えているか、お答えいただければと思います。

(建都)都市計画課長

臨港線の件でございますけれども、一つ申し上げたいのは、当初5万台と推計したのは計画交通量の話でございます。それが2万台落ち込んだのではなくて、今の交通量は平成6年、9年、11年のセンサスを見ますと、どんどん増えてきているという状況にありますので、当初見込んでいた交通量までには至っていませんけれども、実交通量は増えているという状況でございます。こういうような大きな交通量があるわけでございますけれども、先ほど委員がおっしゃったように、今後の新しい交通ネットワークの形成によりまして変化が訪れることもあるとは思っています。ですから、今ある3万を超えるような交通量で4車線では、とてもさばけないと思います。ですから、そういうことで6車線を4車線にという話につきましては、非常に困難だという言い方しかできないと思いますけれども、先ほども言いましたような、将来的な新しい交通ネットワークの形成によりまして、流れが変わるであるとかという場合につきましては、それらの流れの変化を見極めながら、慎重に対応していくことが必要ではないかというふうに考えております。

上野委員

先ほど冒頭に言ったように、やはり道路がよくなると、市街、特に市内の場合はスピードを出すのですよね。これはもう国道5号でも、昔はのろのろだったのが、今、高速道路に乗らなくても札幌まで行くのだったらそんなに時間は変わらないのです。600円払うのだったら札幌へ行ってラーメンを食べた方がいいので、私も高速の下を走ります。やはりこれからそういう道路の考え方を、いくら道道でも国道でも、それはわかります。道路が広くなればみんなぼんぼん走れるのはわかりますけれども、将来に向けて、そういうことも、先ほど言ったように5号もきれいなになったわけで、そして違う道路もこれからできていくことを勘案しまして、これは長期的な展望か、また、もう近い将来できるかということ視野に入れてお考えいただければと思います。

入札の落札率について

次に、今議会でいろいろ入札関係の話が出ています。先般も大島委員が入札調書を、資料要求し我々もいただいでございまして、小樽は、予定価格より、本当に3パーセントか2パーセントぐらいで契約金額が決まっている。私は他都市のことは調べていませんけれども、ほかのところはもっと低いのだと。もう極端なことを言えば、10パーセントぐらい小樽が高いというようなお話を伺ってございますけれども、もしそうであれば、その原因がどこにあるのかを、まず土木部に伺います。

建築都市部長

私どもの部だけではないのですけれども、土木部のかかわりの形でのお話でございますと、市の方で設計をし、それから見積をし、それは国の仕様なり、単価等はいろいろ公的な部分から参考にいたしているという形の中で積算をしております。そういう意味では、私どもとしましては、発注する物件について適宜適正な価格で設計金額を設定しているというようなことの認識は持っております。ただ、他都市と比べて確かに落札率が違うという部分はあろうかと思つた。

一つには、請け負う業者側の方の力と申しますか、能力と申しますか、やはり一つの物を買うにしても、グループで大きく買うときに安くなる。また下請等の関係ですとか、独自の方法を、いろいろな意味で、それを受けた業者によっても能力の差がある。その一つには、価格にも反映してくる部分があるかということもございます。

また、一つには入札に当たっての競争性ですか、1社随意契約ではないわけですから、何社か集まった中で、どうしても仕事を欲しい、そのためには、自分のところのやはり民間としてもできない部分もございますけれども、経費の見方なり経費の考え方というのは利幅があるかと思えます。その幅の中でも札入れというものを考えていくのかなという意味では、そういう業者の力、能力、それから競争性というようなことがけっこう関係するのかなというふうに思います。

上野委員

ご存じのとおり、小樽の技術関係の方はたいへん優秀な方というか、他の都市より技術の有資格者がたいへん多いですよ、小樽は。例えば1級建築士なんかは、北海道のトップクラスの数が小樽にいる、これはご存じだと思いますけれども。やはり予定価格がその方たちが検査しまして、ほかの都市よりはふっかけないで予定価格を下げているかもわかりませんが、その辺は我々は専門家でございますので、比較はできませんけれども、入札調書を見ると、何かみんな同じような金額で下の方でうまくやっているというのは、どの調書を見てもそういうふうに書いているということで、これが民間でしたら、例えば1億円やる、片や8,500万円、片や8,000万円とか、本当に1割5分から、下手したら2割の差が出るというのは現実の問題でございますけれども、なかなか小樽の業者もたいへん厳しさを、今、持っていると思います。特にやはり財政が厳しい中、この入札制度というのは、たとえ話ですけども、建築も小樽の業者でなく、後志、札幌から入れるとなると、今後、価格はもう完全に崩れていくということは、私どもそれわかりますけれども、小樽の業者も、頑張ってもらって、小樽の仕事をやってもらって、市の仕事をやれば、もう損しないのだ、市の仕事だけやっていけば、もうほかの民間の仕事で損するよりは金は絶対入ってくるしという業者も実際にいます。私もいろいろなところとつき合いがございますけれども、そういう考えも一つの考えかもしれませんが、発注するのは小樽市でございますので、これは建築・土木だけでございません。500万円以上の場合は、財政部の審査室ですね、そういうところでいろいろ精査しているのだと思いますけれども、それについては検討してほしい。

それから、もう一つ、できてからの建物の検査等、他の都市はどういうふうに行っているかわかりませんが、小樽市はだいたい三重の検査をするというふうに言っています。例えば建物ができた、学校ができた、係長の方たちが行って、一応検査する。課長クラスが行って、最終的な部としての検査をする。その後に審査室が行って、それをまた精査する。業者もやはり3回も来られると、人件費はかかるし、書類はつくらなければならないという大変な作業があるわけがございますけれども、小樽の業者を信じないということでやっているとは思いません。担当からすると、やはり税金を使ってやっているから、きちんと調査、検査をしなければならないというのはわかりますけれども、そういうことも含めて業者も高く入札をするという話もちろっと聞いていたかどうかわかりませんが、その業者の方も言っていましたけれども、そういうチェック機能がかなりあるなんていうのが、本当かうそかなっていったら、そういうことは言えませんけれども、どういうふうに最後に完了をうまくやっているか、お尋ねします。

(建都) 建築課長

今ご質問の中で、建築工事というようなお話もありましたので、私の方からお答えいたしたいと思っておりますけれども、確かに委員がおっしゃるように、私ども、今、建物に関して、採用の場合に、まずは担当者がおりまして、それらは常に検査等をしておりますけれども、工事が終わりましたら係長、その後、課長が検査をして、工事担当部署としての工事の完了というのを確認いたします。その後、小樽市での500万円以上の工事につきましては、財政部審査室で検査をして、完工ということでやっておりますけれども、あくまでも私ども担当部署といたしましては、

今、委員もおっしゃいましたけれども、市民の税金によります限られた財源を基に行っている工事でございますので、やはり設計図書のとおり適正に工事が行われているかどうかを確認するという立場でございますので、その工事を完了するための検査ということでありまして、また、小樽市で今行っている建築工事の規模の大きいものはほとんどが補助対象工事でございます。それらの補助対象工事におきましては、我々もまた会計検査院等の検査を受ける立場でございます。そういう意味では、あくまでも設計図書どおり適正に工事が行われたかどうか検査しなくてはならない立場であるということでの検査を行っておりますので、特に小樽市だけ他都市よりも回数多く検査をやっているということではないと思います。他都市でも小樽市と同じように、名前はともかくとしまして、審査部門というのを設置しているところがほとんどだということ聞いておりますし、また、その検査の仕方についても、我々も担当部署での会議、専門部門の会議等に出席しておりますけれども、同様の検査の仕方をしているというふうに聞いております。ということで、もし検査の回数多くて、書類をそろえる必要が多いというお話であったとしても、それは私たち経費の中でそれらも含めて設計ということを行っているつもりでございますので、検査の回数が多い、また、その内容が他都市よりも厳しいといいますが、そんなことがあったとしても、それが落札率に直接結びつくとか、そういう特にそれに対しての因果関係があるということではないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

財政部長

今、話がありましたけれども、500万円以上の市長部局発注の工事と、あとは水道局の1,000万円以上の工事について財政部の審査室でやっているわけですよ。昭和55年度から、この審査室の機能を庁内につくりまして、それできちんとした審査をやろうということで今日までやってきております。今、建築課長が申しあげましたけれども、やはりこの評点といいますか、これは本当に厳正にやっているわけございまして、その規則なり要綱、基準に基づいてやっております。したがって、私どもは、評点でもって、完工検査が終わった後に、きちんと事業者に対してその結果を通知するわけです。ですから、それに対して何か疑義があるのであれば2週間以内に意見を出さないということまでやっておりますので、この辺を逆に言うと、公共工事であればあるほどきちんとしなければならないと我々は思っています。ですから、それと決して落札率と相関関係があるのかといえ、決してそういうことはないというふうに私は思っています。

上野委員

今日お話を伺いまして、そういうことを言ったからには、きちんと言っておきますので、これはやはり小樽の業者がきちんと健全経営をしてほしいですし、札幌から来た業者がいくらやっただって税金を落としてくれません。小樽の地元建設事業協会がなくなったら本当に困るのです。あそこがなくなると潮まつりもできなくなるのです、はっきり言ったら、笑っていますけれども、本当なのです。その業者もきちんと小樽市の今の財政状況を考えて、小樽のために本当にいろいろとやってくれというような、行政の方も業者にそういうことを訴えていくということが、たいへんこういう財政難の折は厳しいと思いますので、どうか私は私でまたいろいろな業者の方に言われたら、違うのだぞと、こうやってやっているのだぞと言いますので、行政の方も、ぜひそういうことをやっていただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

委員長

れいめいの会の質疑を終結し、市民クラブに移します。

森井委員

若干やはり重複する部分もあると思うのですが、私なりの視点で質問させていただきます。

駅前広場について

第3ビルについては、代表質問で横田議員、また、今日も佐藤委員より、私以上の質問をしているので、私が知

りたいこと以上にたくさんの答弁がありましたので、そちらの方は避けまして、エリアを少し変えて駅前広場について伺いたいのです。

駅前広場は、現在、歩行者と車が合流する場が多く、とても危険であり、また、回遊性も悪いと思うのですけれども、このことについて何か検討会議、また、研究等をされておりましたら、伺いたいと思います。

(建都)都市計画課長

小樽駅前広場についてでございますけれども、ただいま委員がおっしゃいましたように、駅前広場につきましては、歩行者動線と自動車動線が錯そうしており、安全性であるとか、快適性あるいは利便性の面で問題があるというようなことを考えてございまして、庁内の中でいろいろな道路なり交通に関するセクションが集まった連絡会議がございますけれども、その中で各種のそういう課題を共通に持ちながら検討してございます。再整備の方向まではまだいっていませんけれども、そこにそういう課題があるということについては、共通の認識を持っているところだというふうに考えてございます。

森井委員

現状で改善できるような範囲というのは、何も考えられていませんか。

(建都)都市計画課長

現在、都市再生モデル調査という中で今年度やってございますけれども、その中でも各種部会の中で、いわゆる小樽駅周辺部会というのがございます。その中でも、関係者の方々ともいろいろ議論を交わしてございますけれども、確かに中長期的にやらなければいけないことと、短期的にやらなければならないことを区別しなければいけないという話になってございまして、今後できることがあるのであればということで検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

森井委員

今、財政の状況もありますから、明日、明後日にすぐできるとか、そういう話ではないのですけれども、第3ビルに加えて歩道橋の問題等もありますし、佐藤委員の言葉をおかりするならば、今後、その緊急方向性を考えたプロジェクトチームとか、そういうものをつくっていくべきではないかと、私自身は思うのですが、このことについても見解をいただければ、お願いします。

建設都市部長

新しく中央通が今年度完成いたしました。それで、今、都市再生モデル調査ということで、新しく中央通を活用して、さらに駅前地区と港湾部の方の地区を結ぶようなことで、まちづくり全体で活性化ということを考えようという中でございます。今ご指摘あったように、駅前広場というものも大変な課題でございます。これは、やはりあの地域のエリアが狭いがゆえに、昔からいろいろ将来的に課題を持っている部分かなと思っております。これは、おっしゃるように、短期的にすぐできるということではないのですけれども、小樽市の大きな拠点的な場所として、あの地区をどういうふうに考えて整備していったらいいのか、どういう青写真を考えたらいいのかということについては、あの場所を研究、検討していかなければだめだと思っておりますので、関係機関も、交通機関関係とかいろいろございますし、国・道の機関の協議を含めて、いろいろと皆さんのご意見を聞きながら、検討、研究というものを詰めていきたいなと思っているわけでございます。

森井委員

このことについては、今後やはりやっつけていかなければいけないと思っておりますので、今後よろしく申し上げます。

横断歩道について

ほんの少し視点をずらして、横断歩道について質問をさせていただきたいと思っております。私自身、私だけではないのですが、歩行者の在り方が今後のまちづくりにじゅうぶんかわってくるのではないかと考えております。先ほ

の上野委員がそうですし、また、自民党の山田委員が人力車や自転車、そういうことを考えたまちづくりを、そういうことを考えた通りをとというようなお話もありますけれども、私は、とりあえず交差点について質問したいと思います。

サンモール一番街のところ、念願かなって歩車分離型になりました。今後これは駅前には導入される見通しはないのか、そのことについて伺いたと思います。

(建都)市街地活性化対策室近澤主幹

今、委員ご指摘の歩車分離式の信号機だと思いますけれども、小樽市内には、2月24日にサンモール一番街で設置され、現在2か所で設置されております。小樽警察署の歩車分離式の見解でございますけれども、この信号機を設置することによって、確かに歩行者の安全がさらに確保された。それに伴い、車両の待ち時間が多少長くなりました。長くなることによって一時的に交通の流れが悪くなるということが懸念されておまして、小樽警察署と公安委員会とは、本当は当初駅前の交差点につけたらいいということも一時言ってはありましたが、交通量が相当多いので、とりあえずは小樽市民に歩車分離式の信号機とはどういうものかご理解をいただいて、それから順次、交通量の多いところに導入していきたいと、そういうふうに私たちは聞いております。

森井委員

公安委員会、警察の見解はわかりました。市として独自に、そのことについて考えられたり、研究されたことはあるのですか。市としての見解もあればお願いします。

(建都)市街地活性化対策室長

中央通が今年度整備されることにつきまして、歩行者の安全性をより高めるという意味では、歩車分離というのは必要な交差点ではないかとは思っております。ただ、駅前、主幹が答弁しましたように、相当の交通量があるという面では、歩車分離というものは、車、それから歩行者にとって待ち時間が単純に考えても倍になるということで、そういったことを考えると、やはり渋滞が相当できると。そういったことを考えると、なかなかやはり公安委員会としては市民の認識というか、考え方を理解できないということもありますし、市としても、今の駅前交差点でいくと、先ほど申しましたように、駅広という広場を通る形になっているものですから、車と歩行者とが錯そうしているという課題がある中で、今、そこを公安委員会にお願いしていくというような形にはなっていないという状況です。

森井委員

これは私自身の歩車分離型の見解でありますけれども、なぜ小樽よりも渋滞する東京の駅前で歩車分離型になるのか。それは、左折するとき歩行者が通る。その待ち時間がないから歩車分離型になるのですよね。渋滞しているところこそ歩車分離型になっている現状が私自身には見えるのですけれども、そのことについて何かあれば。

(建都)市街地活性化対策室長

かなり有効な手段だと我々も考えているのですけれども、やはりまだまだ小樽市民がそれだけの認識を持っていないということでは、公安委員会としても慎重にならざるをえないということで、いわゆる交差点と歩行者の安全という意味では、公安委員会としては、これからどんどん増やしていきたいという考え方を持っていますので、やはりこれから市民に認識されてくればあると思います。

森井委員

市民の認識はよくわかりました。しかしながら、渋滞という意味は、もう一度市としても研究していくべき範囲ではないかと思っておりますので、今後も検討をよろしくお願いいたします。

新都市軸について

次は、「新都市軸」という名称についていろいろ伺いたと思うのです。

今、小樽市で中央通が新都市軸の一つとなっておりますけれども、そういう点は確立したということが新都市軸

という名称がつく理由になっているのでしょうか。そのことについて伺いたいと思います。

(建都)都市計画課長

新都市軸についてでございますけれども、今回使いました新都市軸につきましては、昨年の8月、国が募集いたしました全国都市再生モデル調査に応募するに当たりまして、調査名をつけなければいけないというところで、先ほどから言っています、今年度もう間もなく完成いたします中央通が拡幅リニューアルされるという中で、これを活用しながら新たなまちづくりをしていこうといったときに、もちろん駅前ですので、もともとあそこが都市軸だというのは間違いのないわけでございますけれども、駅周辺と小樽港を結ぶ新たなものに「新」という形をつけまして、あそこを新都市軸という言い方をしながら、あの道路をうまく活用しながら、これからの新しい小樽のまちづくりを考えていこうというきっかけになる調査になるための今回の応募をさせていただいたということでございます。

森井委員

私の見解ですけれども、今もお話しされたように、駅と港を結ぶという、そういう意味における動線になるのかと。いわゆる市民と観光客が共存できる通りであるのではないかなと私自身は思っているのでありますけれども、この見解とは一致するでしょうか。

(建都)都市計画課長

今おっしゃいましたように、市民と観光客が共存しながらあの道路を、もちろんあの道路だけではなくて、周辺への回遊性を高めながら、中心市街地については小樽全体の活性化につながるという形の中では、当然ながら市民と観光客の共存する場として考えていることについては、何の異存もないというふうに思っております。

森井委員

ありがとうございます。新都市軸、軸というのは円すいとか円柱のようなものは1本しかないですけれども、今後、やはりまちづくりに伴って、1本ではなく、少しずつ枝葉というか、さらなる軸をつくっていかなければいけないと私自身は思っております。武井委員と質問が重なるところもあると思いますが、その枝葉として、まず最初に、今回、都市再生モデル事業で中央市場を活用したということから、梁川通りと、あと武井委員のおっしゃった於古発川、その周辺の通り、この2か所は、今後、都市軸として考えていかなければいけない通りになってくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

中心市街地の活性化の立場から、私の方で答えさせていただきます。基本的に私どもも梁川通りだとか於古発川等につきましては、非常に大事な部分だというふうに認識しております。そのため、中央通がそのような形で拡幅されたことがあるもので、それを何とか活用できないかということでもって、その近辺でもって事業をしていきたいと思います。そのときに着目したのが、梁川商店街でございます。その梁川商店街にも着目したのですけれども、その際に実は私ども、経済部とTMO、商工会議所ですけれども、一緒にやりまして、商店街の活性化のためにTMO構想を具体的にやっていく必要性がありますよねということで協議しておりました。その協議した中でも、屋台村等もTMO構想にのっているものですから、こういうものを具体化していこうと。そういう中において、また、都市再生のモデル事業がありましたもので、そこの中にのせたと。その着目点は、場所は当然中央市場で屋台をやっていったわけなのですけれども、そういう梁川通りだとかに着目してやっていったと。ですから、私どもも視点的には同じでございます。今後、機会があれば、そういう形でもって、TMO構想だとかでできないかどうか協議していきたいなというふうには考えてございます。

森井委員

武井委員もじゅうぶんおっしゃっておりましたけれども、堺町通りとサンモール、山田町、花銀とつなぐ、どちらも共有できる、しかも先ほどサケの話もされておりましたが、川の中でも親水性の高い通りであると思っております。

で、梁川通りももちろんですけども、於古発川に関しては、先ほど調査というような話もありましたが、今後、着目をよりいっそう強くしていただけたらなと思っております。

雪の処理方法について

次の質問に入らせていただきます。こちら公明党の斉藤陽一良委員と質問が重なるところもあると思うのですが、昨日の北海道新聞の記事についてです。こちらは資料要求させていただきました。この記事について、まず説明をお願いします。

(土木) 土木事業所長

これは昨日の道新の朝刊に載っていたと思います。内容につきましては、札幌市の除雪の事業におきまして、市内58か所の雪捨場、利用している箇所があります。そのうち18か所は河川敷を雪たい積場として利用している。その中で、新川河川敷地、これに3か所ほどたい積場を設けておりますけれども、今、新川につきましては、ほとんどが札幌市域の川でございますけれども、河口が小樽市域になっておりまして、石狩湾に流れている川です。そこで、河川敷地を利用して、雪たい積場として道路管理者の方ですと過去に利用しておりまして、その中で春先、たい積場の雪の中に混在してありますごみが川に流出して石狩湾に流れ込むということで、小樽市の漁業協同組合の方から申出があったという記事でございます。

森井委員

小樽の漁組が札幌の雪捨場に対して被害があるというような話が、記事として載りました。実際、小樽市も海に雪を捨てております。私は、この札幌の問題だけではなくて、小樽の漁組から札幌に注文をつけているにもかかわらず、小樽市自体も海に直接雪を捨てている。これは、じゅうぶん問題ではないかと私自身は思っておりますけれども、そのことについて見解をお願いします。

(土木) 土木事業所長

小樽市では、排雪した雪の半分近くは海の方に処理している形となっております。市議会の中でも、雪捨場、海に雪を捨てることについていろいろ議論はされているところではありますけれども、市の場合は、雪を捨てる手順として、事前に小樽市の漁業組合に対して、協議、話をした形で捨てさせてもらっているということです。その中では、直接文書等では苦情は来ておりませんが、細かいことでは言われている部分があるのですけれども、ここに書かれているような、たい積したごみが流出して悪影響が出るということは、直接言われていることではございません。しかし、市の方では、先ほどもたい積場の春先の処理についていろいろ説明しましたけれども、しゅんせつを行うとか、フェンスを張って流れないようにするとか、水質の調査を行う。あと一般の車両については、4トンドンプなんかは、一度陸上にたい積してもらって間接的に捨てるといいますか、海の方に落とすと、そういうようなことで対応しながら実際に今やっているという状況でございます。

森井委員

しゅんせつされているとは思いますが、あそこには今私はもぐろうという気にはなれないくらい汚いと思うのです。実際、目に見えないですから。新川と違いまして、ごみが水の中に沈んでおりますので、どれくらいのごみの量があるのかというのは判断できないとは思いますが、これは私は今後考えていかなければいけない大きな問題だと思っております。ちなみに雪を海に捨て始めて何年になりますか。

(土木) 土木事業所長

今、正確な記録はないのですけれども、私の記憶では、昭和30年ぐらいにはもう既に投げていた、場所は違うかもわからないのですけれども、投棄していたような記憶もございます。

森井委員

私が生まれる前から海に雪が捨てられていたわけです。小樽は、雪という意味では先進地だと思います。諸外国でもこれだけ雪が降る国というのはなかなかないですから、雪のことは考えていかなければいけないと思います。

私が生まれる前から雪が捨てられておりますけれども、そういうことにおける環境における問題とか又は被害、そういうことに関して、苦情ないしそういうようなことが今まで取りざたされたことがあるのでしょうか。

(土木)土木事業所長

私も30年前から業務に携わっているわけではないので、経緯はわからないのですけれども、私を知る限りの中では、被害という形では、雪のごみということではなくて、雪の塊が今は流出防止さくということで、網で外に流れないようにやっているのですけれども、過去にはやっていなかったときがあったのが、それが切れてなかったのが、そういう雪の塊、それが港内の方に流れていってしまって、それでいろいろと影響を与えたということではお聞きしています。

森井委員

それだけですか。ほかにはないですか。

(土木)土木事業所長

先ほど言ったように、たいへん申しわけないのですけれども、私、全部掌握していないのですけれども、私が聞き覚えている中では、そういうことでお聞きしております。

森井委員

今まで小樽では被害が少なかったから、このことを考えられていなかったのかなど。それはさておき、それだけの長い年月、雪が捨てられて環境問題にまで、札幌に関しては小樽の漁組に対して悪影響を及ぼすと。小樽の漁組の方々、小樽で雪を捨てられているということに関しても、以前そういう被害があったというような話を私は聞いております。今後、この雪を捨てるということ。もう海に雪を捨て始めて40年近くになるかと思えます。そろそろ雪を捨てるということに対して一つの答えを出すべき時期ではないかと思うのですが、そのことに対して今まで研究などはされてきてはいないのでしょうか。

(土木)土木事業所長

排雪した雪の処理方法として、札幌市では、いろいろな処理方法として、一つは、たい積するという方法。今回の場合、河川敷というようなところに排雪して、それを河川に捨てるのですけれども、あと熱によって解かすような方法があります。熱の方法につきましては、一般的な方法としては下水道の処理水、これは札幌市とか旭川市なんかでやられております。そういう下水道の施設を利用した後、処理水を利用して解かす方法。また、札幌市の発寒で、ごみのじんかい処理場から出る熱を利用して解かす方法。それとか、札幌駅北口で廃熱を利用して解かす方法。そういうような形で雪の処理をしているという例を聞いております。

森井委員

札幌市の話はよくわかりました。小樽市で研究されたことはありますか。

(土木)土木事業所長

それで、下水道の処理水を利用して処理ができないのか、そういうことで研究したことはございます。

森井委員

先ほど言ったようにもう40年、そしてまだその答えしか出てきていないわけです。私は、これは確かに一概に簡単にできる解決策は今あるのかというと、あるわけではありません。しかし、それだけ長い年月いろいろな問題を抱えてやってきたことに対して、やはり何かしらのことをこれから研究し、できるだけ解決策を見いだしていかなければいけないのではないかなと思います。特に雪というものは、こうやって、ごみとは違いますけれども、たい積する場所、また運ぶ場所、なかなかいい案がないと。阻害されておりますけれども、北海道ではないエリアでは、雪は貴重なものと。国によっては、雪が降ってほしい、雪を見てみたい、そういうふう考えられている場所もあるわけです。今後、雪を再利用しようという考えとかはありますか。

(土木)土木事業所長

私の立場でいえば、土木部の道路管理者という立場のことでは、除雪という今の作業をやっているものですから、直接私自身は雪を利用するということは、今は考えていないのですが、新聞などによりますと、雪の熱利用をして、いろいろとやられているという話を聞いております。もし、雪の冷たいという熱を利用されるのであれば、我々が除雪、排雪事業をやったときにお金を集めて、それが売れるのだというような、そういうものができれば素晴らしいですけれども。

森井委員

所長にこのことについてずっと質問をし続けても、所長の範囲がありますからあれですけれども、雪というものは簡単に言えば水ですから、ある意味、水を考えていけば飲み水とかにもできるぐらい、そういうことも可能だと思うのです、ろ過とかしていけば。もちろん大変な投資が必要ですし、研究も必要になってくると思うのです。これからはそういうものも小樽市の独自のものとして利用していける、そういう考えにならなくてはならないと、私は思っております。このことに関しては、今後またさらに研究していただきたいと思っておりますので、自分自身もいろいろなこと、雪についての情報を得ていきたいと思っておりますが、小樽市が先進地だと思っております。小樽で考えられなければ、ほかにはなかなか出てこられないことではないかと思っておりますので、今後、ともに研究課題の一つとして取り組んでいけたらなと思っております。

委員長

市民クラブの質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。